

横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策) (案)

平成21年1月
横浜市環境創造局

< 目次 >

1 はじめに	P.1
(1) 経緯	
(2) 位置づけ	
ア 横浜市水と緑の基本計画との関係	
イ 横浜みどりアップ計画における位置付け	
ウ 関連施策との関係	
(3) 特徴	
2 計画策定の背景	P.5
(1) 横浜の緑の特徴	
〔コラム1〕 緑の役割	
(2) 横浜の緑の現状	
ア 緑の減少	
イ 緑の減少に伴う影響	
3 横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)	P.13
(1) 計画の体系	
(2) 横浜みどりアップ計画が目指す横浜の姿	
ア 大都市だけどふるさつがある横浜	
イ 街なかに緑あふれる横浜	
〔コラム2〕 緑減少の原因・課題	
〔コラム3〕 横浜の緑に対する市民意識	
(3) 新規・拡充施策	
ア 施策化のポイント	
イ 施策体系	
ウ 具体的施策	
(ア) 樹林地を守る施策	
(イ) 農地を守る施策	
(ウ) 緑をつくる施策	
(エ) 国に対する要望等	
エ 施策の地域別展開の考え方	
〔コラム4〕 樹林地の保全	
〔コラム5〕 樹林地の維持管理	
〔コラム6〕 都市農地の多面的機能と都市農業の現実	
〔コラム7〕 緑化の推進	
4 横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)のための財源確保について	P.43
5 計画の進行管理と透明性確保策	P.44
(1) 評価について	
(2) 税収の使途の明確化について	
(3) 評価の体制について	

1 はじめに

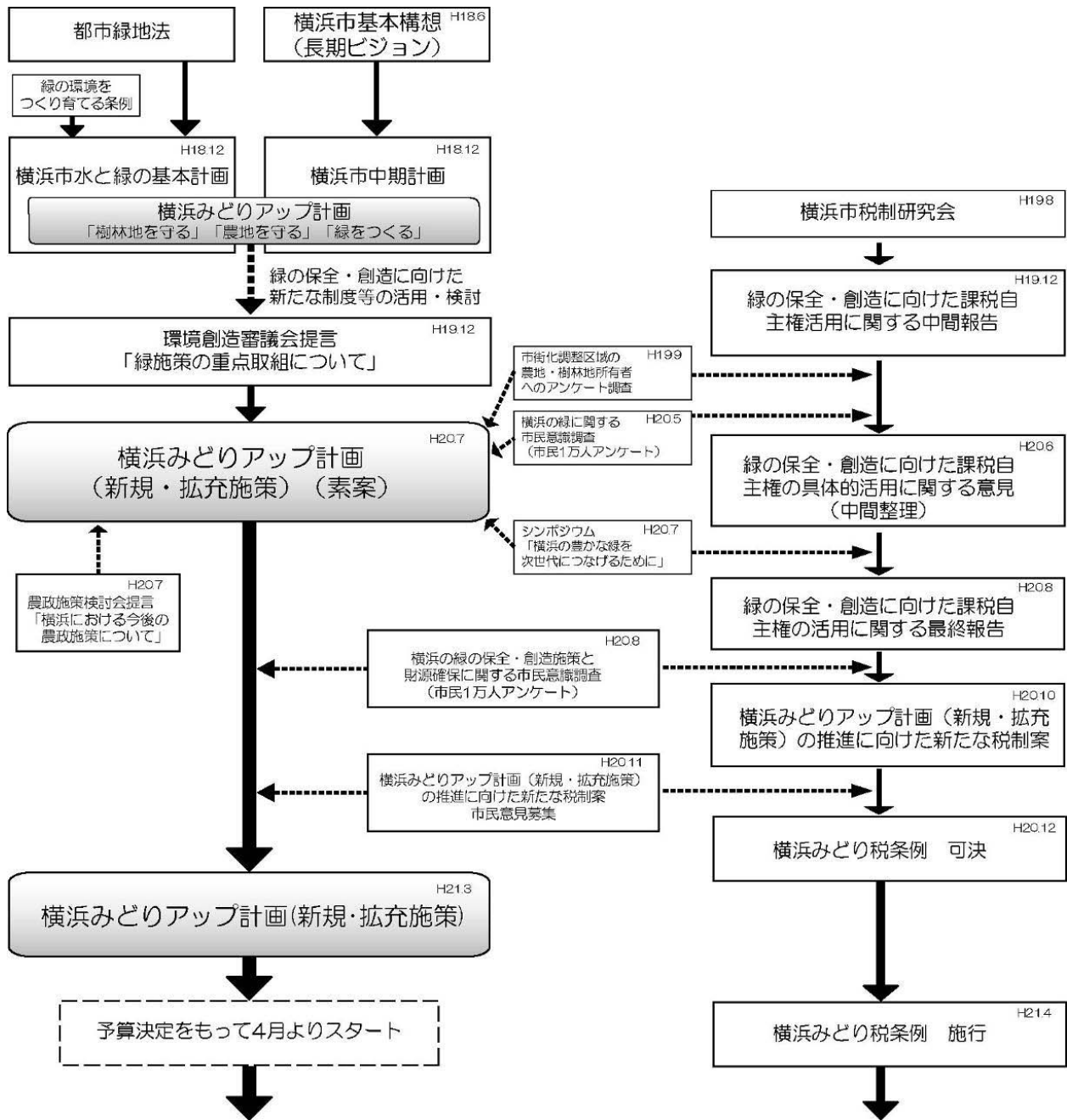
(1) 経緯

「横浜みどりアップ計画」は、「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」の3つの分野で様々な取組を進めるもので、「横浜市水と緑の基本計画（平成18年度～37年度）」「横浜市中期計画（平成18年度～22年度）」に位置づけられた計画です。この横浜市中期計画において、各種の取組を進めることとあわせ、緑の保全・創造に向けた新たな制度等の活用・検討を図ることとしており、平成19年12月に提出された横浜市環境創造審議会からの提言「緑施策の重点取組について」等をうけて、新規・拡充施策についての検討を行ってまいりました。また、各種アンケート、シンポジウム等により広く市民意見を把握するとともに、農地の保全に向け効果的・具体的な農業支援施策の検討を行ってきた農政施策検討会からの提言等も踏まえ、この度、「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」を策定しました。

一方、平成19年12月に設置された横浜市税制研究会においては、各種アンケート等によって把握された市民意見等も踏まえながら、緑の保全・創造に向けた課税自主権活用の検討が行われ、平成20年8月に「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」を進めていくことを前提に「緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告」がまとめられました。

その後、平成20年8月には「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」と「緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告」を踏まえて、さらに市民意見を把握するため、「横浜の緑の保全・創造施策と財源確保に関する市民意識調査」を行ったうえで、「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」の推進に向けた新たな税制案」を取りまとめました。

税制案については、平成20年11月に市民意見募集を行い、この意見を踏まえた「横浜みどり税条例」案として市会で審議され、平成20年12月に可決、公布されました。



この間、市議会において節目ごとに審議されました。

図 計画策定の経緯

(2) 位置づけ

ア 横浜市水と緑の基本計画との関係

緑を「守り」「つくり」「育てる」取組は、長期間、継続的な視点に基づいて行うべきであることから、「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」は、「横浜市水と緑の基本計画(平成18年度～37年度)」と同時期の平成37年度を見通しつつ、重要な財源となる横浜みどり税の期間(平成21年度から5か年)とも重なる、5か年の事業計画として取りまとめました。

イ 横浜みどりアップ計画における位置付け

「横浜市水と緑の基本計画」及び「横浜市中期計画」のリーディングプロジェクトに位置付けられた「横浜みどりアップ計画」は、公園整備なども含み、公共施設も含んだ緑に関する施策を網羅するものとなっています。

しかし、緑の多くが民有地に依存しその土地所有者は、相続税や日常の維持管理の負担、農業の担い手不足などにより持ち続ける事が困難になっていることに鑑み、民有地の緑に対する施策を大幅に拡充したものとなっています。

すなわち、この新規・拡充施策は、民有地の緑の保全・創造を中心としており、樹林地、農地の施策としては、緑地保全指定を大幅に拡大し、継続保有のための支援をし、相続等やむを得ない場合には、買取を図ります。また、緑化施策としては、地域ぐるみで緑化の取組を進めるほか、屋上緑化等民有地の緑化に対する支援を拡充しています

ウ 関連施策との関係

緑の保全・創造のためには、横浜みどりアップ計画のみで取り組むのではなく、関連施策と連携した総合的な取組が必要です。

具体的には、

安定的な財源確保のためのみどり税

誘導手法としての各種税制やインセンティブ制度の活用

規制手法による緑化の義務付けや緑地保全

企業の力を活かす共創の

取組

緑の保全・創造に不可欠な

市民協働の仕組み

など、様々な施策を活用・包含

して取り組みます。

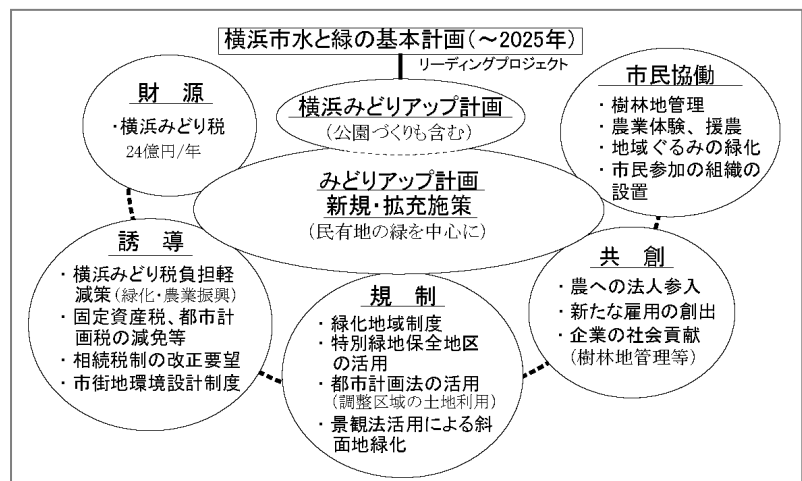


図 横浜みどりアップ計画の総合体系

(3) 特徴

民有地の緑を中心に樹林地、農地、緑化施策を束ねる総合的な緑施策

横浜の緑の多くが民有地に依存している事実を踏まえ、樹林地、農地の保全、緑化の推進など民有地の緑を中心に、保全・創造を総合的に推進します。

安定的な財源が確保された実効性の高い施策

横浜みどり税による安定的な財源が確保されることにより、施策の着実な推進が可能となっています。

残された緑を保全するため、土地所有者の抱える課題解消に着目した樹林地、農地の施策展開

相続税の負担や日常の維持管理の負担、農業の担い手不足など、緑減少の原因となっている土地所有者の抱える課題に対応する施策を重点的に進めます。

地域ぐるみの緑化をはじめ、多彩で充実した緑化施策

150万本植樹行動など、これまでの緑化に対する市民の意識醸成を踏まえ、公共施設緑化、民有地の緑化、そしてこれらを束ねて地域ぐるみで進める緑のまちづくり手法の導入など様々な展開を図ります。また、緑化された樹木を適切に維持し、緑の質を高め美しい都市景観づくりにも取り組みます。

2 計画策定の背景

(1) 横浜の緑の特徴

横浜市は365万市民を擁する大都市でありながら、市民生活の身近な場所にまとまった規模の樹林地や農地などがあり、また、起伏に富んだ地形から、変化に富んだ豊かな水・緑環境を有していて、このことが横浜の持つ大きな魅力のひとつとなっています。

まとまった緑として、河川の源流域には「緑の七大拠点」が、また、鶴見川や境川の中流域には「河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点」が三か所あり、緑の10大拠点となっています。これらの樹林地、農地の緑が、市域面積の約25%に相当する市街化調整区域を中心に、市街化区域に入り込むように散在していることが、横浜の緑の特徴となっています。

一方で、市街地の緑としては、各地区で個性ある景観づくりが進められるとともに、丘陵地に残された斜面緑地や市街地に残された農地などが、市街地に潤いを与えています。

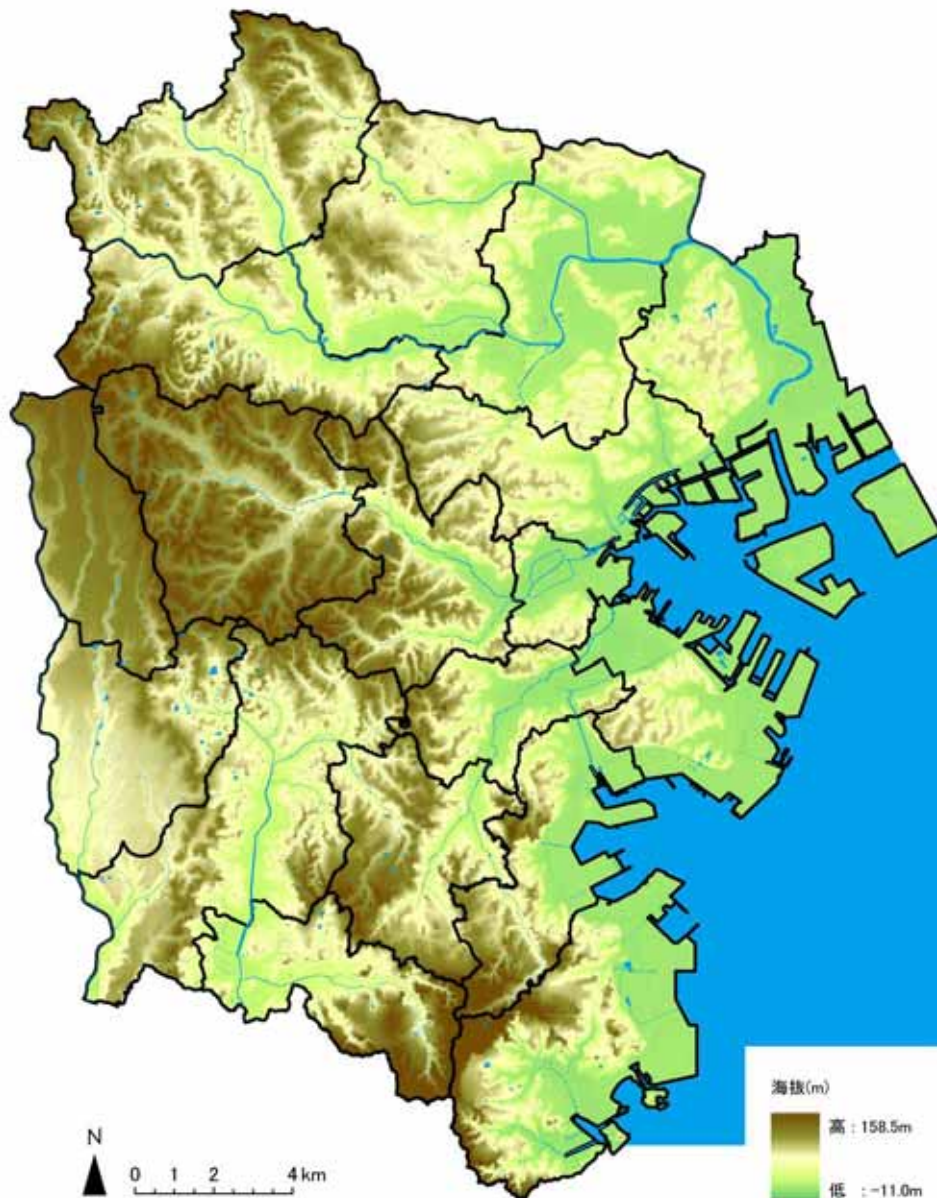


図 横浜の地形

慶應義塾大学 石川研究室提供

(「横浜市水と緑の基本計画」より)



図 緑の10大拠点

横浜らしい魅力ある水と緑



源流域の緑



歴史・文化を育む水と緑



谷戸と里山



潤いのある河川



河川沿いに広がる田園風景



市街地に残る斜面緑地



緑の中の散策路



彩りのある公園



街並みの美観を高める並木



みなとと緑

〔コラム1〕 緑の役割

緑には、永い時間をかけて育まれてきた多面的な役割・機能があります。しかし、一度、開発されると、元に戻すことが極めて難しいものでもあります。

<環境保全機能>

- ・ ヒートアイランド現象の緩和、大気の浄化、騒音防止、防塵などの効果により、都市の過酷な環境を改善し、市民の生活環境を保全します。
- ・ 多様な生き物の生息地となり、生物多様性を保全します。



<生産基盤機能>

- ・ 農地は、新鮮で安全な農産物を供給する貴重な生産資源です。また、生産の場としてだけでなく、農体験や教育の場、防災等、多面的な機能の発揮が期待されます。
- ・ 今後心配される食料危機に対しても、身近な農業が市内にあることで、対策の一助となることが期待されます。



<防災機能>

- ・ 災害時には、火災の延焼防止、避難地、避難路などの確保に重要な役割を果たし、市民の生命や財産を守ります。



<保水・遊水機能>

- ・ 雨水浸透貯留機能や洪水調節機能などにより、水害を防止するとともに、地下水をかん養し、河川やせせらぎなどの水環境を支えます。



<景観形成機能>

- ・ 快適で美しく、潤いのある都市景観をつくります。
- ・ 自然と歴史に基づく個性と風格ある都市景観をつくり、郷土意識を醸成します。

<スポーツ・レクリエーション機能>

- ・ スポーツや散策など多様なレクリエーション利用を通じて、市民の身近な遊び場、憩いの場、健康づくりの場となります。



<環境教育・コミュニティ機能>

- ・ 樹林地や農地などは、市民が身近に水・緑環境とのふれあいを体験できる場所であるとともに、次世代を担う子どもたちの自然体験の場と機会を提供する機能があります。
- ・ 地域活動を通じた住民の交流の場となることで、地域コミュニティを強化する効果も期待できます。



【参考1 最近新たに注目されている緑の役割】

<p>地球温暖化 対策</p>	<p>（健全に管理された樹林地は、より多くのCO₂を吸収・固定するとともに、緑は化石燃料にかわるバイオマスエネルギーとなります。）</p> <p>京都議定書及びマラケシュ合意等に基づき、森林経営による吸収源（3.8%）とは別枠で、同議定書3条4項「植生回復」として「都市緑化等」が位置づけられ、吸収量の計上が可能に。</p> <p>社会資本整備審議会第8回環境部会資料「社会資本整備分野において取り組むべき主な分野」（H 19.5国土交通省）より</p>
<p>ヒートアイランド 現象の緩和</p>	<p>まとまった緑地は冷気のかたまりを形成し、周辺に冷たい空気を滲み出す「クールアイランド」として機能するとともに、緑の分散配置により風の道の形成や輻射熱の防止などが期待される。</p> <p>国土交通省「公園緑地と水循環」より</p>
<p>里山に学ぶ ライフスタイル</p>	<p>生活の豊かさとCO₂の削減が同時に達成できる社会の実現のため、自然共生社会の実現（ライフスタイルの転換）が提唱されている。</p> <p>環境省「21世紀環境立国戦略」（H19.6.1閣議決定）より</p>
<p>生物多様性の 保全</p>	<p>（人類の生存は、多様な生態系からのサービスに支えられており、生物多様性の保全是地球温暖化にならぶ大きなテーマとして注目されている。）</p> <p>都市における生物多様性の保全を図るうえでは、生態系ネットワークの形成の視点から、水や緑豊かな自然的環境を有する空間について、より一層適切な保全・再生・創出・管理を行う必要がある。</p> <p>環境省「第三次生物多様性国家戦略」（H19.11.27閣議決定）より</p> <p>生物多様性の保全是、健全で恵み豊かな自然の維持が生物の多様性の保全に欠くことのできないものであることにかんがみ、野生生物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行わなければならない。</p> <p>生物多様性基本法（H20.6.6施行）より</p>

【参考2 環境モデル都市の実現に向けた取組】

横浜市は、平成20年7月、温室効果ガス排出の大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」に選定されました。

環境モデル都市実現に向けて、地域の特性に応じ屋上緑化、壁面緑化等の推進による緑地の拡大を図り、ヒートアイランドの抑制と住環境の改善に関する取組等を進めます。

(2) 横浜の緑の現状 ～横浜の緑がピンチです！～

ア 緑の減少

都市化の進展に伴い、市内の緑被率は、昭和50年には約45%あったものが平成16年には約31%となり、この30年で多くの緑が失われました。

緑被率は、市街化が早くから進んだ中心市街地において低く、また、緑被率の高い郊外部においては緑被率の減少傾向が強くなる状況となっています。

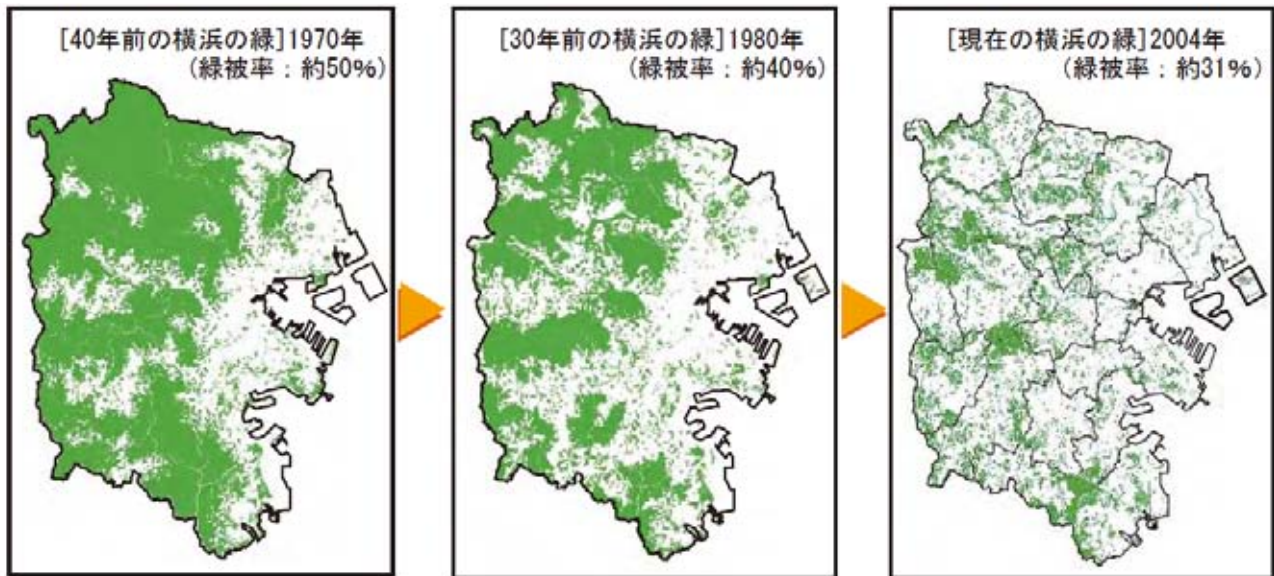


図 横浜の緑の移りかわり

緑被率は、調査年度によって調査手法や精度が異なるため、おおむねの傾向をお示したものです。

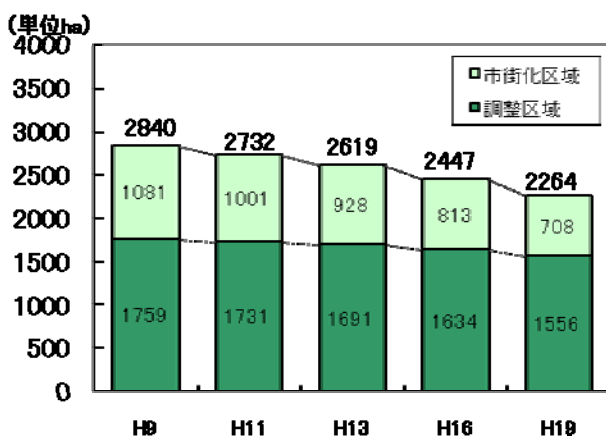


図 山林の面積推移

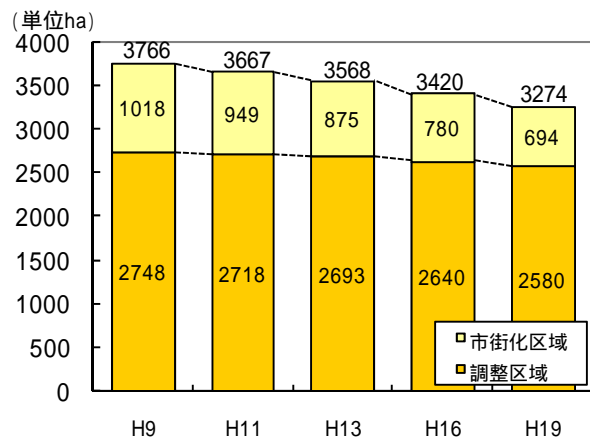


図 農地の面積推移

固定資産概要調査等をもとに集計
(農地については、生産緑地地区・市街化調整区域内の農地を対象に集計)

イ 緑の減少に伴う影響

ヒートアイランド現象の激化 ～夏の暑さが厳しく！～

樹林地や農地などの緑が減ったことにより、水分の蒸発散量が減少し、気化熱による地表面の冷却が進まなくなっています。建物や舗装面の増加は地表面の熱吸収量を増加させ、排熱の増加とともに地表面の高温化を招くと同時に、夜間にその蓄えた熱を放出し、夜間の気温の低下を妨げ、熱帯夜の増加につながっています。

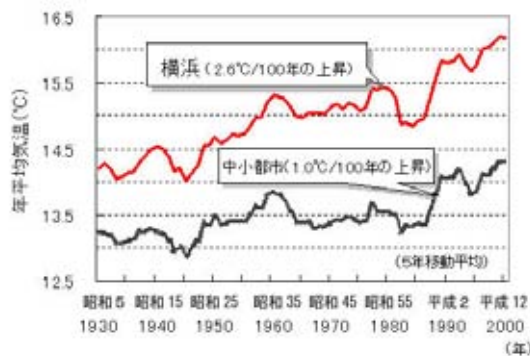


図 横浜市と中小都市の年平均気温の経年変化
(横浜市ヒートアイランド対策取組方針より)

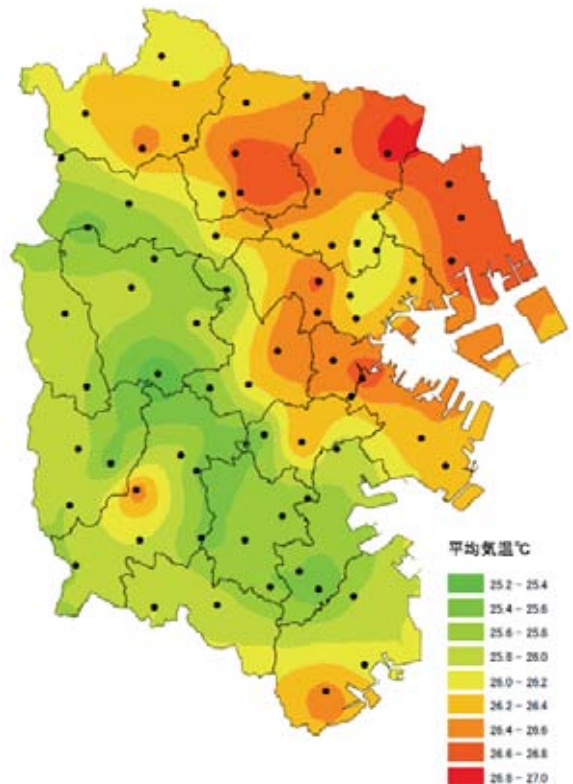


図 夏期の平均気温 (平成 19 年 7 月～8 月)
(横浜市環境創造局資料より)

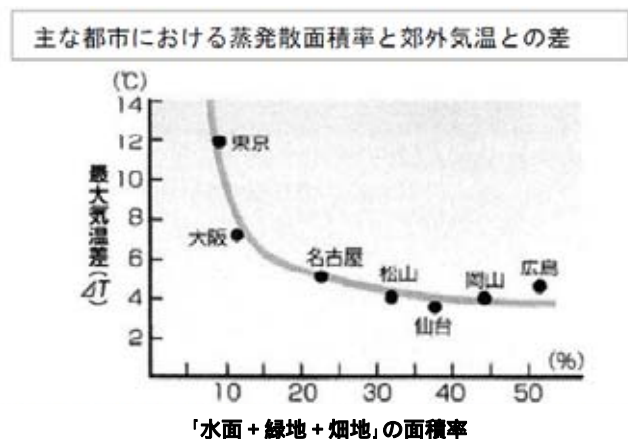
【参考 ヒートアイランド現象の緩和と緑】(国土交通省「公園緑地と水循環」より編集)

- 植物は、晴れた日に葉から盛んに水分を蒸発し、空気中に水蒸気を供給する。水分が水蒸気になるときに周りの熱を奪うため、周囲の気温が下がります。



- このような緑の蒸散作用などにより、まとまった緑は島状に冷気が集まる「クールアイランド」を形成するという効果があります。

- 都市部での緑による蒸発散量を増やして熱環境を改善するためには、蒸発散面積が全体の30%以上になると、都市全体の温度環境が安定すると考えられます。



都市の潤いの減少 ～ 緑のない生活なんて～

美しい都市景観やふるさと景観、そして市民のレクリエーションの場や自然とのふれあいの場となるなど、緑は市民生活に潤いや安らぎを与えてくれます。成長社会から成熟社会へと時代が進み、生活の質的な充実が求められる中で、ゆとりと潤いに満ちた快適な生活を送るためには、こうした緑の保全・再生は不可欠となっています。また、これらの緑が減少することで、ストレスの多い都市生活を癒してくれる場が少なくなったことは、都市生活者にとって大きなマイナスです。



都市型水害の危険 ～ 近年の降雨の変化(集中豪雨) により危険は増えています～

樹林地や農地といった、緑のある地表面は、降った雨が地面に浸透するなどの保水・遊水機能を持っています。これらの緑が減少し、建物の屋根やアスファルト舗装など雨水が地下に浸透しにくい面積が増え、従来ゆっくりと河川に流出していた雨水が短時間で流出することで、雨天時の河川への表面流出量が増大し、洪水や浸水の危険性が高まっています。



図 浸水の状況

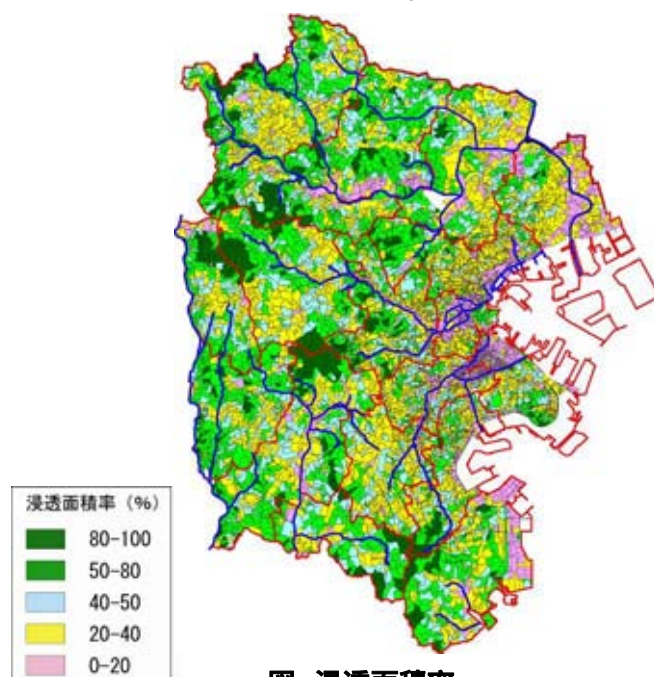


図 浸透面積率

安全で新鮮な食料供給の減少 ～食と農の危機～

農地は市民に新鮮で安全な農産物を供給する貴重な生産資源です。世界的に食料需給が逼迫する中、食料の多くを海外に依存する日本では、近い将来深刻な事態になりかねません。食料自給力を高めるためには、国内の各地域ごとに適地適作で分担し合うこととあわせ、各地域でも可能な限り生産を高め、地産地消を進めることも重要です。顔の見える関係は、農産物の安全・安心にもつながります。

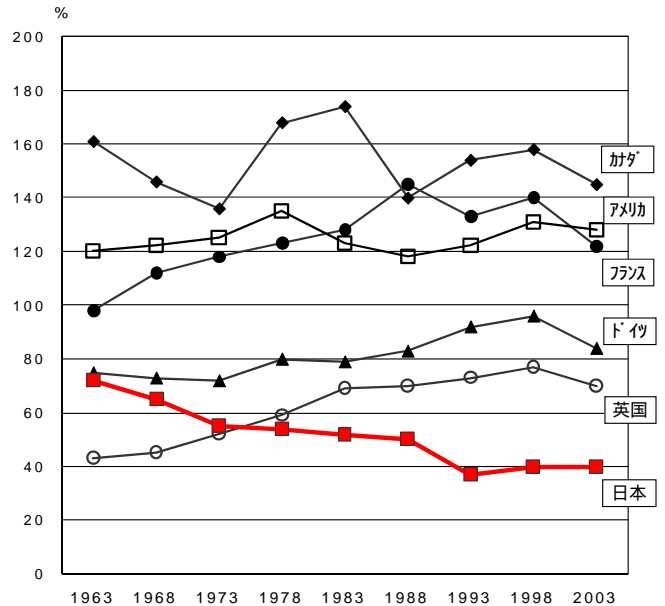


図 主要先進国の食料自給率(カロリーベース)の推移 (農林水産省 HP より作成)

生物多様性の危機 ～生き物たちも困っています～

私たちの毎日の生活は、衣食住から精神的な安らぎにいたるまで、様々な生物のにぎわい、すなわち「生物多様性」で支えられています。樹林地や農地など、里山の緑には、人と自然との関わりの中で、長い時間をかけてはぐくまれた自然環境があり、それぞれの環境に適応した様々な生物が生息しています。

しかし、緑が減ったことにより、野生生物の生息地が減少し、分断されています。かつてまとまりのあった樹林地などが孤立することで、生物の生息環境が変わってしまい、生態系の微妙なバランスが崩れることで、生物多様性が失われてしまう恐れが生じています。また、人の手が入ることで、様々な種類の生き物でにぎわっていた里山が、放置され荒廃することで、生物多様性が失われつつあります。



3 横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)

(1) 計画の体系

「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」は、緑の減少に歯止めをかけ、市民とともに身近な水や緑を保全・創造し、将来にわたって緑の総量と質の維持・向上を図る計画で、新規・拡充施策を踏まえたその体系図は次ページのとおりです。

- 土地所有者の声として「緑減少の原因・課題」等、また、市民の声として「横浜の緑に関する市民意識」等を様々な方法で把握しました。
- これらを踏まえて、樹林地を守り活かす施策、農地を守り活かす施策、街に緑をふやす施策を、新規・拡充施策として充実を図り、これを着実に実施します。
- 施策の実行による成果として、「量の成果」と「質の成果」を得ることを目指します。量の成果は、緑被率によるもので、数年に一度の航空写真調査により把握されるものです。また、質の成果は、緑被率では把握しづらい街の姿や生活のイメージを表すもので、今回の新規・拡充施策をより効果的に推進するため、導入することとしたものです。具体的には、横浜の特性を踏まえて、「大都市だけどふるさつがある横浜」「街なかに緑あふれる横浜」という二つの達成イメージを提示しています。

【参考 緑被率について】

- ・「市街地における緑地の占める割合を3割以上を確保し、緑豊かな生活環境の実現を図る。」(「緑の政策大綱(平成6年建設省決定)」より)
- ・「長期的には市街地等において持続性のある自然的環境が3割以上を確保されたような都市を目標とする」(「社会資本整備重点計画(平成15年10月10日閣議決定)参考資料『指標の解説』(警察庁、農林水産省、国土交通省)より)
- ・都市部での緑による蒸発散量を増やして熱環境を改善するためには、蒸発散面積が全体の30%以上になると、都市全体の温度環境が安定すると考えられる。(国土交通省「公園緑地と水循環」より編集)

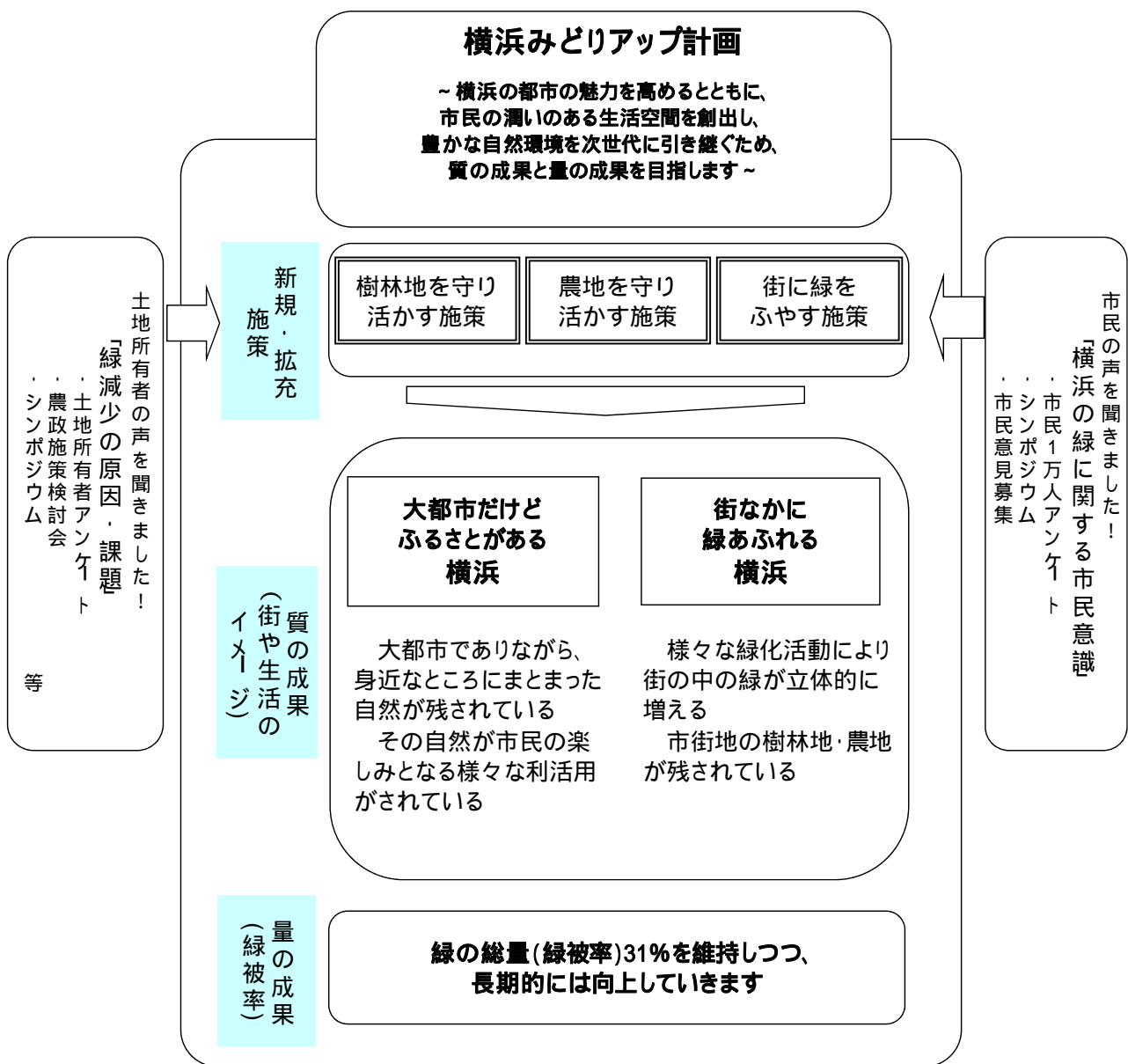


図 計画体系図

(2) 横浜みどりアップ計画が目指す横浜の姿

横浜みどりアップ計画により達成される質の成果として、以下のような街や生活の姿を目指します。これらは、市民満足度の向上とともに、都市としての魅力やブランド力の向上にとっても、重要な要素です。

ア 大都市だけどふるさとがある横浜

「緑の10大拠点」のようなまとまった規模の緑が、市街地の中に組み込まれるように残されている都市構造は、他にあまり例のない本市の特徴となっています。しかし、これらの緑は次第に減少しており、また、手入れの行き届かない人工林も増加しています。さらに、農地を中心とした田園景観も喪失していく恐れがあります。

そこで、これらの貴重な緑をしっかりと保全するとともに、効果的な維持管理により新たな里山文化として再生することで、自然と人が共生するライフスタイルの場を提供します。

すなわち、365万人を擁する大都市でありながら、同時に、ふるさとや田舎の素晴らしさも併せ持った横浜として、新しい魅力の発信を目指すものです。

手入れの行き届かない森から、美しく豊かで安全な森へ

市民、事業者、行政が協働で取り組むことにより、手入れが行き届かず荒れていた森が、安全で明るく美しい森へと生まれかわっています。

またこれらの森が、季節を楽しむ森、生き物観察の森、森の中のプレイパーク、収穫物体験の森、里山体験など、市民生活の中で自然体験・環境学習・散策・週末レクリエーション等を気軽に楽しめる場として利用されています。

さらに、間伐材等の森の貴重な資源が、木質バイオマスや環境教育の素材等として、積極的に利活用されています。



<主な施策>

安全・明るい森づくり
森の楽しみづくり
ウェルカムセンター等整備
森の守り人育成
森の資源循環促進

身近に農がある豊かなくらし

県内でもトップクラスの生産技術を活かした都市農業が、次世代に引き継がれ、美しい田園風景や谷戸の景観が広がる農地が保たれています。

また、多機能型の大型直売所が設置され、新鮮で安全な農産物の購入や、採れたて野菜レストラン、ここを拠点とした一日農体験や市民農園等を楽しみに集まる市民でにぎわっています。



<主な施策>

生産緑地制度等の活用
地産地消の推進
コーディネーターの活用
農業後継者・横浜型担い手育成

田園風景



収穫体験



森の散策



里山風景



レクリエーション



森づくりボランティア



直売所



樹林地の活用



図 大都市だけどふるさとがある横浜のイメージ

イ 街なかに緑あふれる横浜

人々が暮らし、働く街の中に、身近に感じられる緑が必要です。そこで、市街地に残された斜面地緑地や農地などを保全するとともに、中心市街地や住宅地など様々な街に緑を増やします。これにより、ヒートアイランド現象も緩和され、快適で魅力ある、緑あふれる街を目指します。

緑あふれる市街地

住宅地、商店街、オフィス街、工業地域など様々な市街地で、周辺住民等の協力により地域ぐるみの緑化が進められています。建物の周囲や屋上、壁面などが緑で覆われるとともに、街路などの緑も増え、快適な緑あふれる街が実現しています。

また、様々な公共施設も緑化が進められ、特に、保育園、幼稚園、学校の園庭等の芝生化により、子どもたちが思い切り芝生を楽しむ機会が増えています。



<主な施策>

地域緑のまちづくり
公共施設緑化と民有地緑化助成の拡充
街路樹の維持管理

市街地であって安らぎをもたらす樹林地、農地

市街地の中に、まとまった緑である斜面緑地が残され、市民が普段の生活の中で緑を身近に感じ、安らぎや季節感を得るとともに、横浜らしい風景をつくっています。

また、栽培収穫体験ファーム、特区農園など、市民ニーズの高い市民農園の開設が増え、より多様な形態で展開されるとともに、農園付きの公園が整備されるなど、市民が日々の生活の中で気楽に農に関わることができる、魅力的な農環境が提供されています。これにより、都市生活のかたわら、土や緑に触れて野菜を育て、仲間と汗を流し、家族で旬の味わいを楽しむといった、潤いのある生活が街中に実現しています。



<主な施策>

緑地保全制度等の拡充
生産緑地制度等の活用

都市農園



沿道緑化



斜面緑地の保全



屋上・壁面緑化



保育園・幼稚園・学校の園庭の芝生化



名木・古木

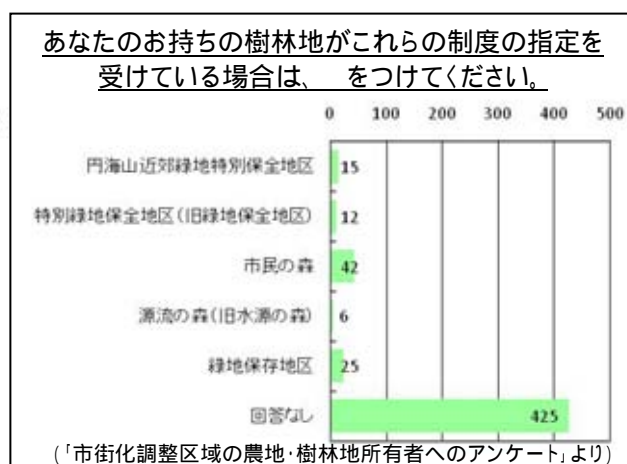
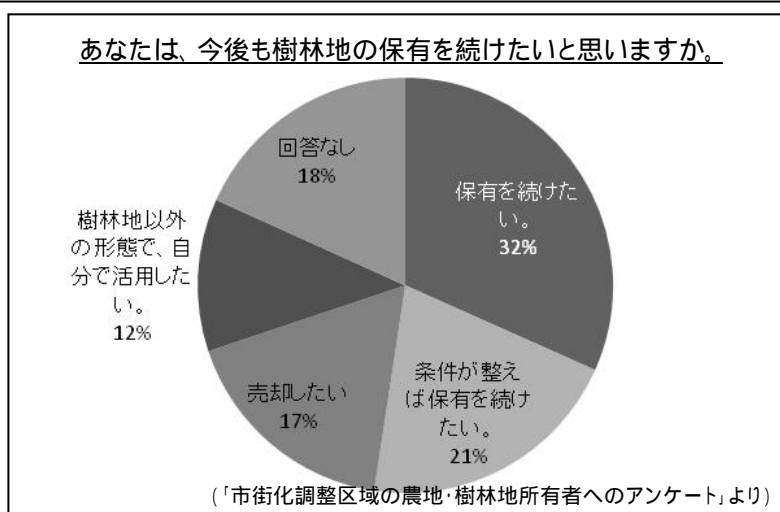


図 街なかに緑あふれる横浜のイメージ

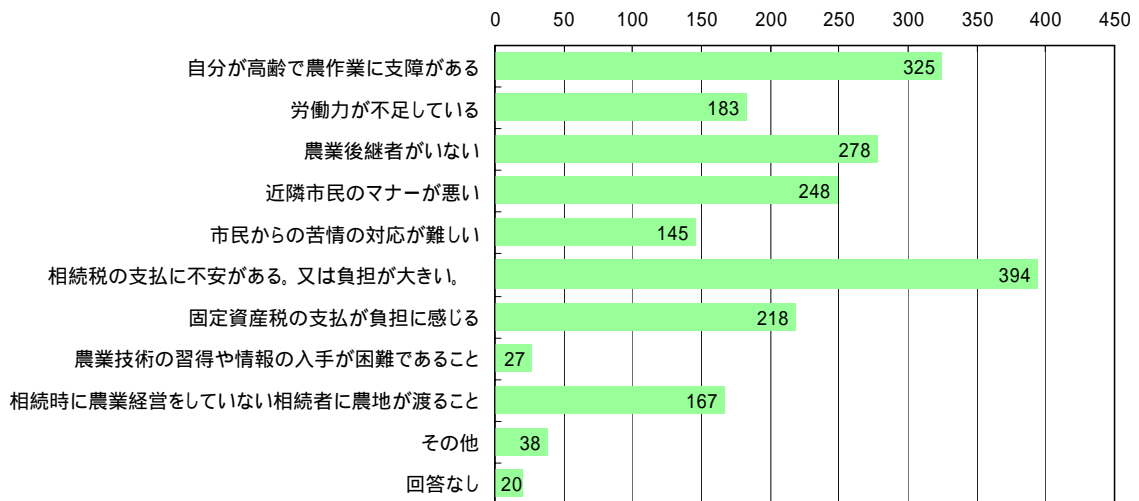
〔コラム2〕 緑減少の原因・課題 ～土地所有者の大きな負担～

横浜の緑の多くは民有地に依存しています。そのため、これらの緑を守るためには、土地所有者の方々の協力が不可欠ですが、所有し続けるための負担が大きく、緑を保全することが困難となっています。

平成19年9月に実施した「市街化調整区域の農地・樹林地所有者へのアンケート」の調査結果によると、樹林地では、日常の維持管理や固定資産税等の負担、相続時における相続税の負担、市民の理解・協力などが、樹林地を保有する上での大きな課題となっています。また農地では、相続税や固定資産税等の負担、市民の理解・協力に加え、農業従事者の高齢化や後継者がいないこと等による担い手不足、農業収入などが課題となっています。

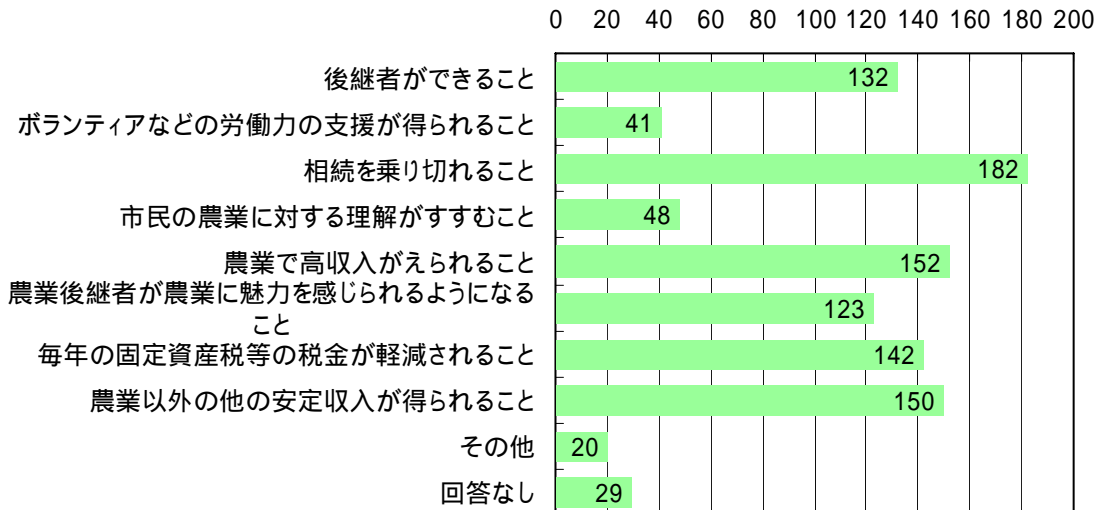


農地を保有し耕作し続ける上で、特に課題と思うものは何ですか。(3つまで)



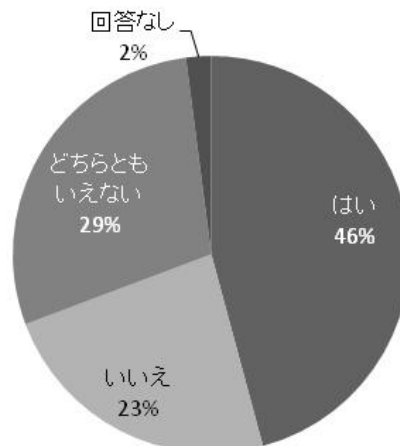
(「市街化調整区域の農地・樹林地所有者へのアンケート」より)

農業を続けていくには、何が解決すれば続けていけますか。(3つまで)



(「市街化調整区域の農地・樹林地所有者へのアンケート」より)

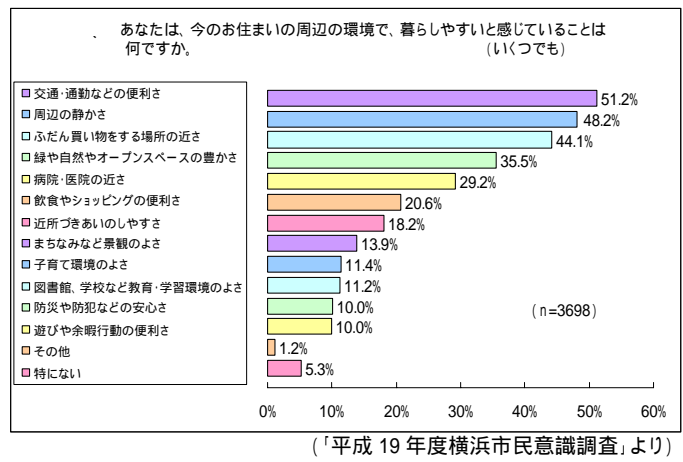
あなたは、今後も農業を続けていきたいですか。



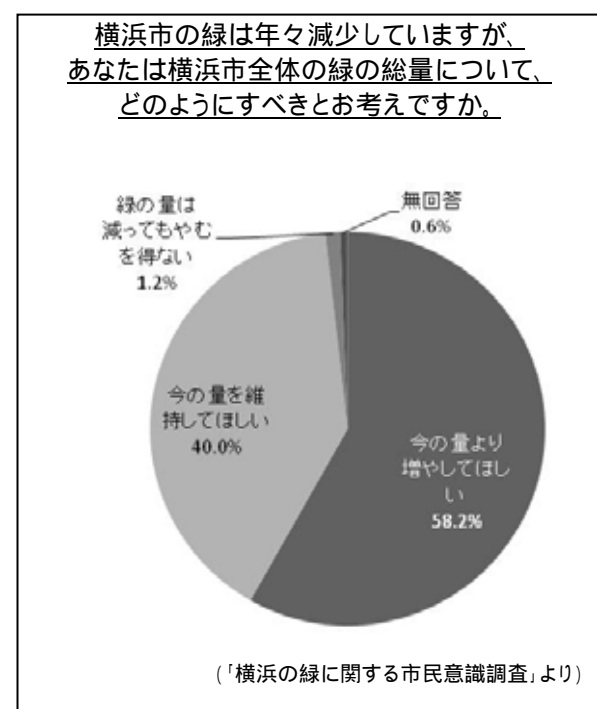
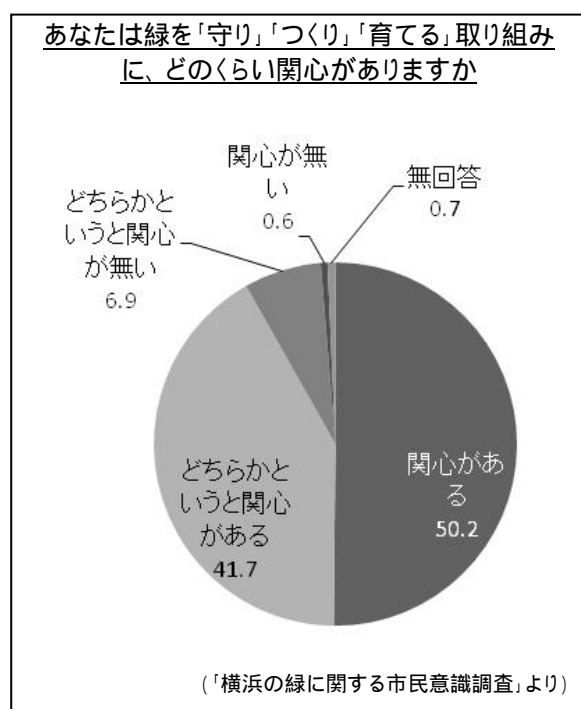
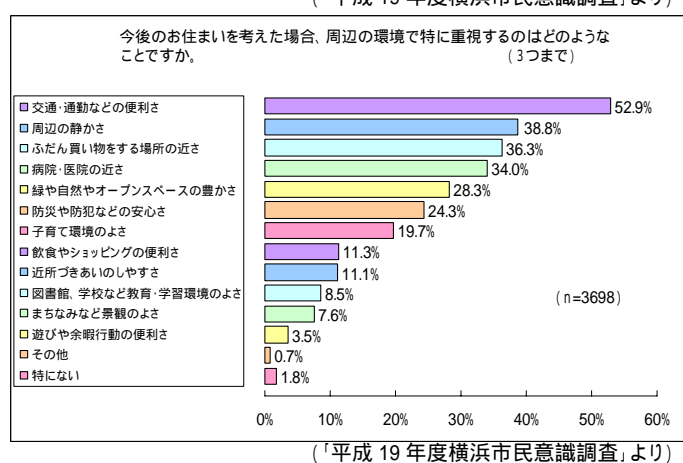
(「市街化調整区域の農地・樹林地所有者へのアンケート」より)

〔コラム3〕 横浜の緑に対する市民意識 ～ 緑に対する高い市民意識～

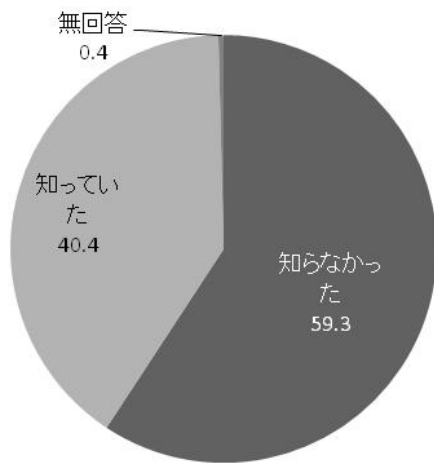
1 平成19年度の市民意識調査（右グラフ）によると、周辺環境で暮らしやすいと感じている点について、交通、通勤などの便利さやふだんの買い物をする場所の近さなど、生活の利便性と、緑や自然、オープンスペースの豊かさの両立が望まれているという結果となっています。



2 また、平成20年5月に、市民1万人を対象としたアンケート（「横浜の緑に関する市民意識調査」）（下グラフ）を実施したところ、横浜市内の緑の総量については、大半の市民が「増やしてほしい」、「維持してほしい」としています。また、緑を保全するための緑地の買取りについては、約半数が「所有者が持ち続けられるよう支援し、やむを得ない場合に行政が買取りを行うべき」とし、「積極的に買い取るべき」「申し出があれば買い取るべき」がそれぞれ2割となっています。

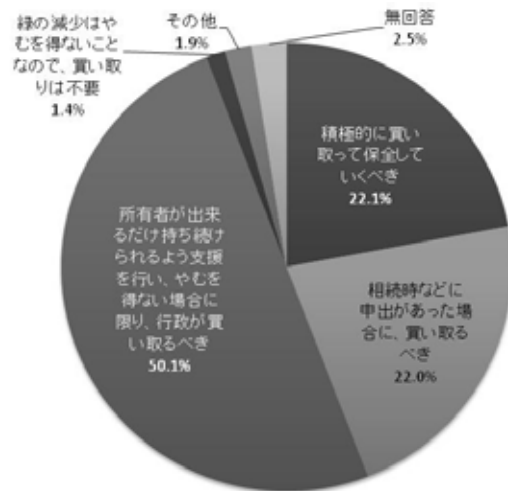


横浜市の緑の多くは私有地であり、これらの緑の所有者の多くは、相続税等の負担や維持管理の大変さなどから緑を守り続けることが困難となってきました。あなたは、このことをご存知でしたか。



(「横浜の緑に関する市民意識調査」より)

樹林地や農地などの緑を保全するために横浜市が買い取りを進めることについて、あなたの考えにもっとも近いものをお答えください。



(「横浜の緑に関する市民意識調査」より)

あなたは「守り」「つくり」「育て」られた緑のなかで、どのようなことをして楽しみたいですか。



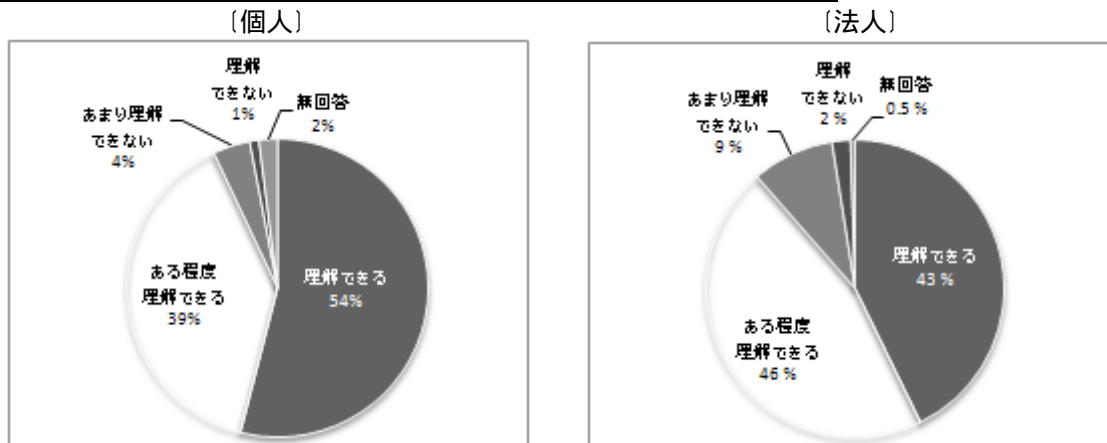
(「横浜の緑に関する市民意識調査」より)

円グラフのデータは四捨五入により計算しているため、合計が100%にならないことがあります。

3

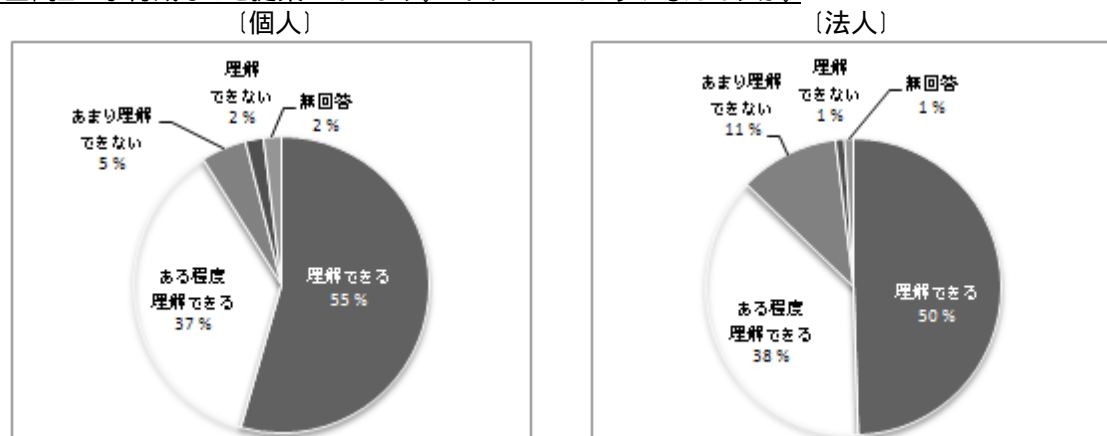
平成20年8月に市民1万人と法人1000社を対象に行った「横浜の緑の保全・創造施策と財源確保についての市民・法人アンケート」では、「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」の各施策において、個人では9割以上、法人では9割近くが理解できる、ある程度理解できるとしています。

「樹林地を守る施策」について、樹林地の継続保有の促進といざという時の買取り、維持管理の推進、市民の利活用の促進などを提案しています。これについてどうお考えですか。



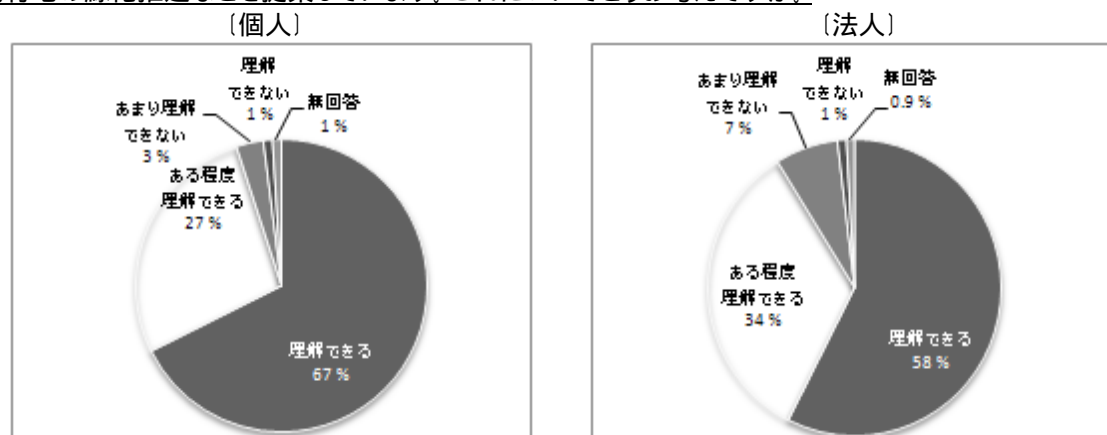
「横浜の緑の保全・創造施策と財源確保に関する市民意識調査」より

「農地を守る施策」について、農地の継続保有の促進といざという時の買取り、地産地消の推進、農地保全、担い手育成などを提案しています。これについてどうお考えですか。



「横浜の緑の保全・創造施策と財源確保に関する市民意識調査」より

「緑をつくる施策」について、地域ぐるみの緑化推進、学校等の校庭の芝生化、街路樹の魅力アップ、民有地の緑化推進などを提案しています。これについてどうお考えですか。



「横浜の緑の保全・創造施策と財源確保に関する市民意識調査」より

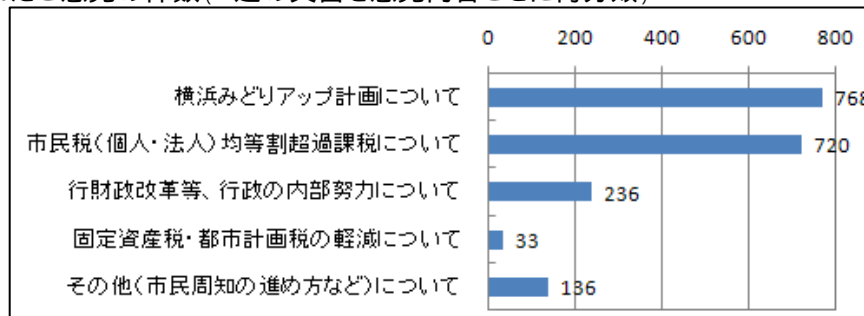
円グラフのデータは四捨五入により計算しているため、合計が100%にならないことがあります。

4

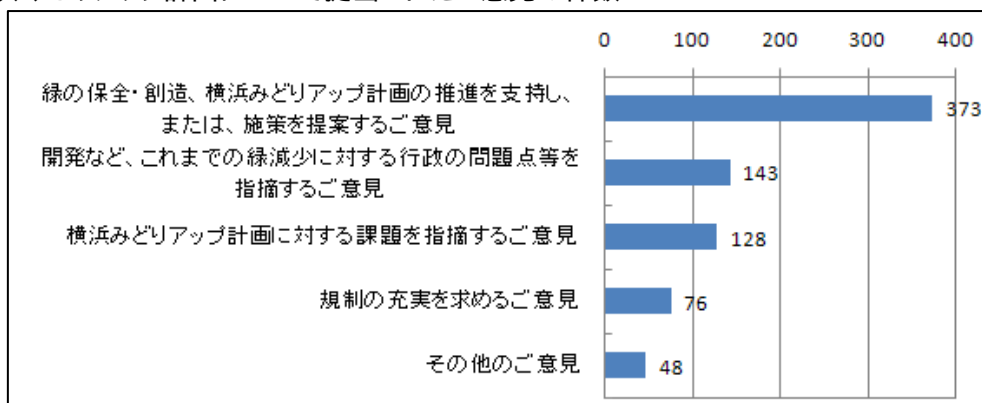
平成20年10月から11月にかけて行った横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の推進に向けた新たな税制案に対する市民意見募集では、税制に関する意見の他に横浜みどりアップ計画についてのご意見もいただきました。

横浜みどりアップ計画の推進を支持する意見、開発などこれまでの緑減少に対する行政の問題点や、横浜みどりアップ計画に対する課題を指摘するご意見、規制の充実を求めるご意見などをいただきました。

提出されたご意見の件数（1通の文書を意見内容ごとに再分類）



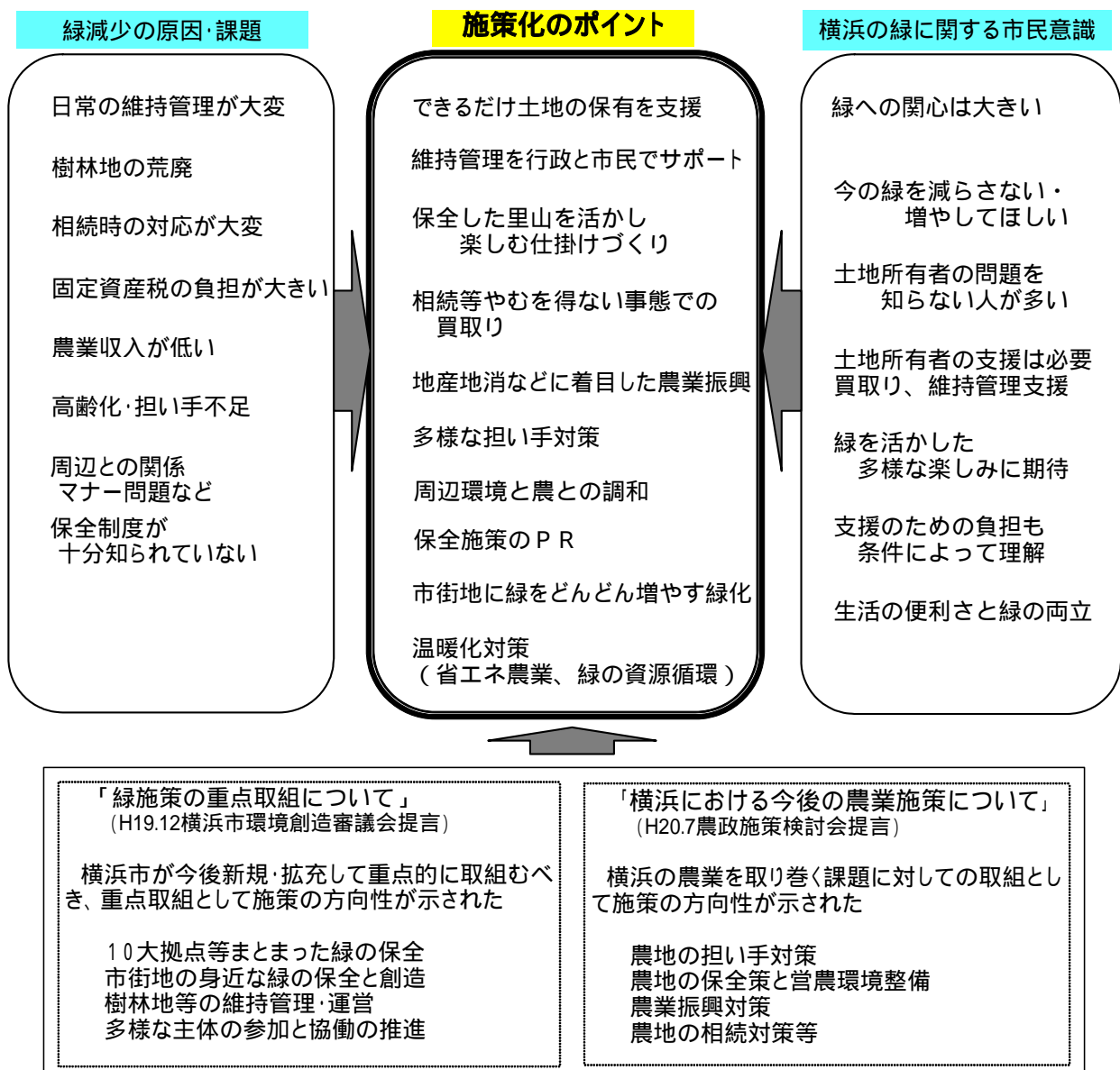
横浜みどりアップ計画について提出されたご意見の件数



(3) 新規・拡充施策

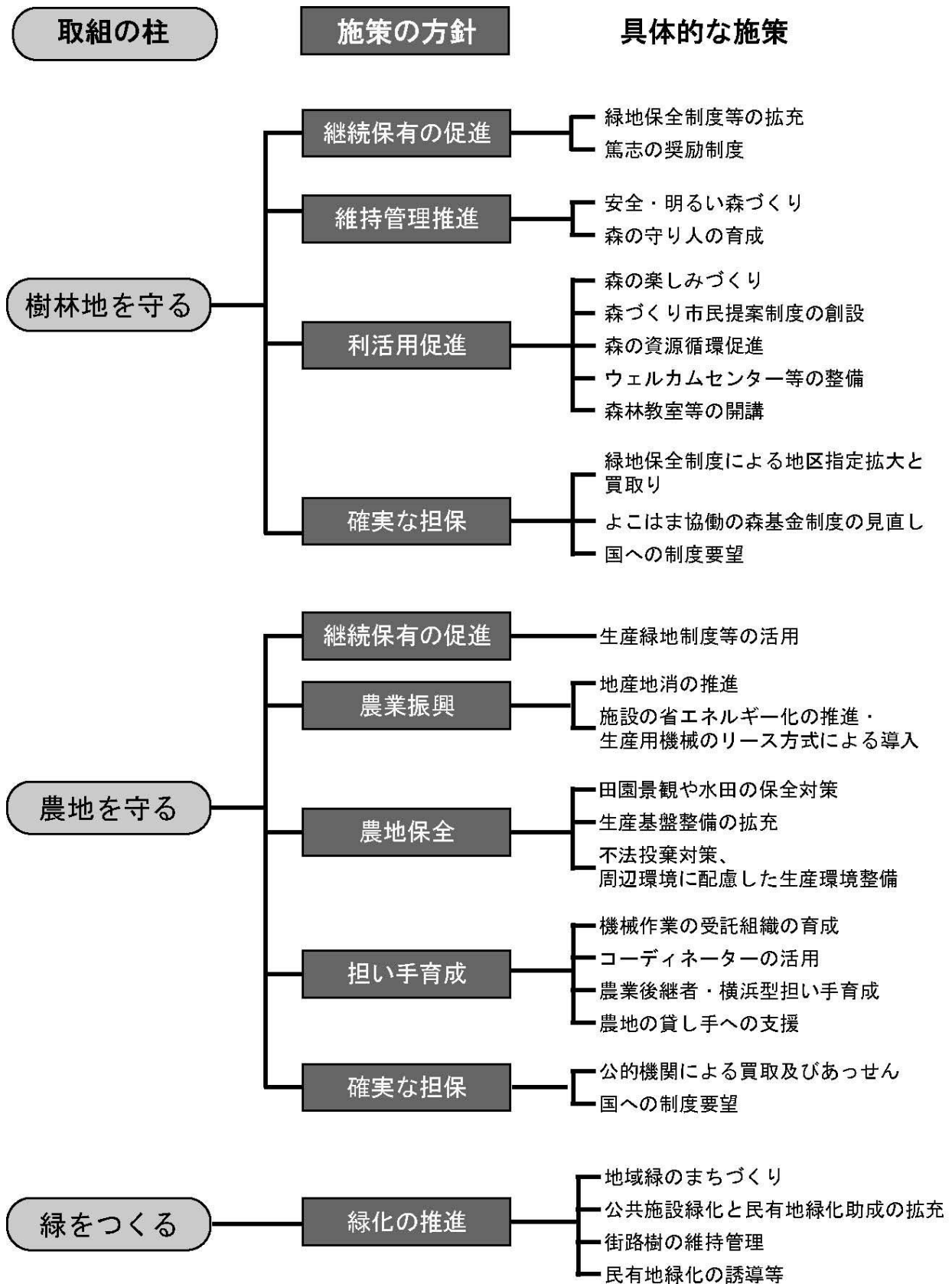
ア 施策化のポイント

計画の検討にあたっては、横浜市環境創造審議会や農政施策検討会の提言等を踏まえるとともに、土地所有者や市民アンケートなどを通じて把握した「緑減少の原因と課題」や「緑に関する市民意識」をもとに、以下のとおり施策化のポイントを整理しました。



イ 施策体系

前述の「施策化のポイント」を踏まえ、「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」を3つの柱として施策を進めていきます。



施策体系図

ウ 具体的施策

(ア) 樹林地を守る施策

緑の多くが民有地であるため、維持管理や相続税など所有者の負担が大きくなっています。

そこで、土地所有者ができるだけ緑地を持ち続けられるように、樹林地においては緑地保全制度の指定を拡大し、原則として、指定・公開された土地を対象に、愛護会やボランティアなど市民力を活かした維持管理を進めるとともに、保全した緑の利活用を図ります。また、相続等やむを得ない事態に際して、特別緑地保全地区等の指定を条件に、緑地の買取りを行います。

【主な達成目標】

緑地保全制度による指定を5か年で大幅に拡大（現在の約830haから約2倍以上）し、一定のまとまりのある保全対象樹林地約2,830haのうち約3分の2を指定することを目指します。

また、保全した樹林地の維持管理と利活用を市民協働等により進めます。

継続保有の促進（できるだけ持ち続けてもらう）

施策	事業名	事業内容	5ヵ年目標
緑地保全制度等の拡充	緑地保全制度等の拡充	特別緑地保全地区や源流の森の指定面積要件を「5,000㎡以上」から「1,000㎡以上」へ引き下げるとともに、小規模樹林地(300㎡以上)の緑地について、所有者と市が公開を条件に契約すると固定資産税等や維持管理の負担の軽減が図れる「市民緑地」や所有者と市が協定を締結することにより管理負担の軽減や相続時の評価減が図れる「管理協定」の導入を図ります。	制度運用
篤志の奨励制度	篤志の奨励制度	公開に協力いただいた土地所有者の厚意に対し、謝意を表する看板を設置するなど、顕彰する制度を進めます。	制度運用

維持管理推進（安心して持ち続けてもらう）

施策	事業名	事業内容	5ヵ年目標
安全・明るい森づくり	緑地再生・管理事業	特別緑地保全地区等の指定地や市有緑地について、間伐や、民地との境界部の草刈り等の管理を行います。	対象面積 1,596ha (検討中)
	緑地防災・安全対策事業	市民の森等の斜面緑地を対象に、危険斜面の整備や、民地との境界部の危険樹木の撤去等を行います。	危険斜面整備 5箇所
	市民協働による緑地維持管理事業	協働により緑地保全管理計画を策定し、市民による緑地の維持管理をすすめます。	推進
森の守り人の育成	森づくりリーダー等育成事業	森の手入れ活動を行う「森づくりボランティア」、森づくりボランティアを指導する「森づくりリーダー」、大規模な市民の森等で来園者に森の情報を提供し案内を行う「はまレンジャー」を育成し、活用します。	森づくりボランティア 250人 森づくりリーダー 25人 はまレンジャー 25人
	愛護団体活動アップ支援事業	市民の森愛護会等で、より積極的に活動を展開する団体に対し、新たに技術支援等を行います。	延べ250団体
	森づくりボランティア活動助成事業	活動を支援するための助成制度を創設します。	延べ195団体

利活用促進（里山を活かした楽しみと資源の活用）

施策	事業名	事業内容	5ヵ年目標
森の楽しみづくり	景観の森・生き物の森事業	市民の森等で、新緑や紅葉等が美しく、野鳥や昆虫が好む樹種を新たに植樹します。	25ha
	森の中のプレイパーク事業	「北の森」、「南の森」などの樹林地の一角に、樹林地版プレイパークを設置し、「木育」の実践等を行います。	5箇所
	森の収穫物体験事業	竹林や農地のある市民の森等で、その森で採れる収穫物を用いた「森の恵みレストラン」(イベント)などを開催します。	延べ20回
	里山ライフ体験事業	里山の景観と古民家を活用した生活・慣習や間伐・田植え等を楽しむ里山ライフを体験していただきます。	延べ20回
	健康の森事業	市民に身近な市民の森等をコースに組み込んだ健康ツアーやウォーキングを各種団体等と連携し、開催します。	90回
	横浜の森の自然・生き物情報発信事業	市民の森等の周知・利用促進を図るため、自然・生き物情報をパンフレット等で提供します。	推進
森づくり市民提案制度の創設	みどりの夢かなえます事業	森づくりに特化した市民提案制度を創設し、市民協働による樹林地の維持管理を推進します。	15件
森の資源循環促進	間伐材資源循環事業	森林管理で生じたせん定枝や間伐材をチップ化し、再利用を促進します。また、間伐材等の木質バイオマスの利活用、間伐材製品の商品開発、販売、PR等を行う事業スキームを構築します。	推進
	間伐材活用クラフト作成事業	間伐材からクラフト素材を作成し、ウェルカムセンター等でクラフト作成ワークショップ等を開催します。	推進
ウェルカムセンター等の整備	愛護会、森づくりボランティア活動拠点整備事業	森づくりボランティアや愛護会活動を活性化するために、道具置き場や間伐材の加工ができる小屋等を整備します。	5か所
	ウェルカムセンター整備事業	活動拠点の機能も備えたウェルカムセンターを設置し、市民が森を利用しやすい環境をつくるとともに、森のボランティア活動に対する市民の理解と参加を促します。	5か所
森林教室等の開講	森の恵み塾事業	樹林地保全に関心のある市民を対象に、森林教室を、区役所等と連携して開催します。	3拠点で実施

確実な担保（いざという時の買取りなど）

施策	事業名	事業内容	5ヵ年目標
緑地保全制度による地区指定拡大と買取り	特別緑地保全地区指定等拡充事業	緑地保全制度を土地所有者に重点的に周知することで、地区指定を進めるとともに、特別緑地保全地区指定等を条件に、相続等不測の事態に対応した買取りを行います。	指定面積 1,119ha
よこはま協働の森基金制度の見直し	よこはま協働の森基金制度の見直し	樹林地保全施策全体の中で制度のあり方を検討するとともに、より活用される制度とするため、適用条件の緩和等を図ります。	制度運用
国への制度要望	国への制度要望	相続税の納税対象に緑地が含まれる場合は、緑地の保全を優先すること、また、緑地保全等に係る税制上の負担軽減措置の創設・拡充等を国に対し要望していきます。	推進

(イ) 農地を守る施策

相続税や固定資産税等の負担、農業従事者の高齢化や後継者がいないことによる担い手不足、農業収入の低迷など、農業を取り巻く状況は深刻になっています。

そこで、農業振興策や担い手の育成など、農業を取り巻く課題に取り組むことで、農業の活性化を図り、農地を保全します。

また、相続等やむを得ない場合に対して、市民農園用地に適した農地の買取りや、一団の優良な農地等のあっせんを行います。

【主な達成目標】

農地の維持継続の支援を図るとともに、優良な農地のあっせん・買取り等を行い、従来の取組に加え、5か年で約50haの農地の保全を図ります。

また、市民農園整備等により農への市民参加を進めます。

継続保有の促進（できるだけ持ち続けてもらう）

施策	事業名	事業内容	5ヵ年目標
生産緑地制度等の活用	生産緑地制度の活用	生産緑地制度を積極的に活用することで、指定拡大を図ります。	制度運用
	農園付公園整備事業	借地公園制度を活用して分区園を主体とする都市公園を整備することにより、大部分を農地の形態のまままで保全活用を図ります。	35箇所 7.5ha
	農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減	農業経営上不可欠な農業用施設用地の固定資産税・都市計画税の負担軽減を図り、農業経営の安定と農地保全を推進します。	制度運用

農業振興（地産地消に着目した農業振興策）

施策	事業名	事業内容	5ヵ年目標
地産地消の推進	共同直売所の設置支援事業	多機能型の共同直売所の整備に際し、支援を行います。	2箇所
	収穫体験農園の開設支援事業	市民に手軽な農体験の場を提供するため、収穫体験農園の新規開設を支援します。	23ha
施設の省エネルギー化の推進、生産用機械のリース方式による導入	施設の省エネルギー化推進事業	生産温室について、省エネ型の施設の導入に対して、助成します。	120棟
	生産用機械のリース方式による導入事業	リース農業機械の活用により近代化を図ります。	100件

農地保全（周辺環境との調和と生産性向上）

施策	事業名	事業内容	5ヵ年目標
田園景観や水田の保全対策	集团的農地の維持管理奨励事業	農地が持つ、遊水機能、地下水涵養などの環境面を評価し、水利組合など地域の農地管理を行う団体等に対し支援を行うことで、農地管理と景観の保全を図ります。	500ha
	水田保全契約奨励事業	市民共有の貴重な人為的自然環境として水田を保全するため、一定期間水稲作付けの継続を条件に支援を行い、水田面積の減少を食い止めていきます。	50ha
生産基盤整備の拡充	かんがい施設整備事業	農地の安定的利用に効果のある畑地かんがい施設について、防災協力農地への登録を条件に設置対象農地の基準を拡充し、これまで対象としていなかった小規模集団農地への整備を可能とします。	7地区
不法投棄対策、周辺環境に配慮した生産環境整備	不法投棄対策事業	農業専用地区など、夜間人通りの少ない集団農地で多発してる不法投棄を予防するシステムを構築します。	不法投棄監視警報装置 10地区 等
	環境配慮型施設整備事業	農薬飛散、臭い、野焼きなど、農業活動に伴い生じる周辺住民とのトラブルを軽減するため、必要な資機材等の導入支援等を行います。	農薬飛散防止ネット設置 32ha 等

担い手育成（農業を支える多様な担い手）

施策	事業名	事業内容	5ヵ年目標
機械作業の受託組織の育成	機械作業受託組織育成事業	農業機械による作業ができない農家のため、地域に根ざした農業機械作業を受託する組織を育成し、農地の荒廃を防止します。	3地区
コーディネーターの活用	担い手コーディネーター育成・派遣事業	市民協働による農作業を促進するため、市民と農家の橋渡しができる人材を派遣し、労働力不足の農家への支援や市民農園の拡充を図ります。	延べ10組織
農業後継者・横浜型担い手育成	農業後継者・横浜型担い手育成事業	農業経営士の個別指導により、後継者を育成します。また、法律に基づく「認定農業者」のほか、環境保全型農業推進者等を横浜型担い手として認定し、都市農業経営を支援します。	担い手支援 100件 等
農地の貸し手への支援	農地貸付促進事業	規模拡大希望農家や農業への参入を希望する福祉法人や企業が長期的に農地を借地できるよう、長期間（6年以上）農地を貸し付けるよう農地所有者を誘導します。	70ha

確実な担保（いざという時の買取りなど）

施策	事業名	事業内容	5ヵ年目標
公的機関による買取り及びあっせん	市民農園用地取得事業	相続税支払いのため手放さざるを得ない農地について、市が買い取り、幅広く市民が利用できる市民農園を開設します。	8ha
	農地流動化促進事業	規模拡大希望農家等の農地取得を支援するため、神奈川県農業公社と連携し、農地の流動化を促進します。	20ha
国への制度要望	国への制度要望	相続税納税猶予制度の対象となる農地の拡大や、貸付農地や市民農園等に対する相続税評価の軽減について、国へ要望を行います。	推進

(ウ) 緑をつくる施策

市街化区域の緑は、特に、住宅開発などによる減少が続いています。また、中心市街地においては、市民は緑の量、質ともに不十分であるとの認識を持っています。

そこで、都市の環境を和らげ、緑の機能を活かした街とするため、緑を増やす取組を進めます。

【主な達成目標】

市民協働による地域ぐるみの緑化の取組を展開するとともに、民有地や公共施設への緑化を推進（5か年で生垣設置約1km、公共施設緑化約10haなど）します。

緑化推進（地域で取組めば）

施策	事業名	事業内容	5ヵ年目標
地域緑のまちづくり	地域緑化計画策定事業	コーディネーター派遣等により、地域緑化計画の策定を支援します（計画検討等、ルール検討、ルール運用）。	30地区
	民有地地域緑化助成事業	助成率・対象の拡大等により、地域緑化計画に基づく民有地緑化を推進します。	18地区
	公共施設地域緑化事業	地域緑化計画に基づき公共施設の緑化を推進します。	18地区
公共施設緑化と民有地緑化助成の拡充	民有地緑化助成事業	民有地への屋上壁面緑化助成や名木古木保存事業などの制度拡充、緑化用樹木の配布等により、市民による緑化の取組みを支援します。	園庭芝生化 100園 等
	公共施設緑化事業	公共施設の緑化を更に推進します。	10ha
	公共施設緑化管理事業	良好な管理を推進します。	延べ615ha
街路樹の維持管理	いきいき街路樹事業	街路樹のせん定頻度を高めることで、都市の美観を向上させ、樹木の健全で良好な生育を図ります。	3年に 1回程度
民有地緑化の誘導等	民有地緑化の誘導等	一定規模以上の敷地に建築を行う場合に緑化を義務付ける緑化地域制度等をはじめ、諸制度を効果的に運用し、かつ充実化を図ります。 また、継続して国への制度要望（緑化地域制度の拡充）を行います。	推進
	建築物の敷地に対する固定資産税等の軽減	緑化の基準を5%超える緑化に対し、固定資産税等を軽減します。	制度運用

(I) 国に対する要望等

緑の保全にあたっては、相続税などの税制が大きな鍵となります。そこで、緑地保全に向けた制度の拡充では、相続税物納制度において物納された国有財産の取り扱いの見直しや、緑地保全等に係る税制上の負担軽減措置の創設・拡充等の要望を行っています。

また、農地の相続に関する制度拡充では、相続税納税猶予対象地の拡大や貸付農地等に対する相続税評価の緩和等の要望を行っています。

今後も引き続き、市民や土地所有者の意見も踏まえながら、緑減少の原因・課題等に対応した制度の提案や緑化地域制度の拡充などの要望を国に対して行っていきます。

工 施策の地域別展開の考え方

前述の施策は、市域均一に実施するのではなく、区域特性に応じ、以下のとおり適用します。
 なお、個々の施策に適用条件等がある場合は、それに基づいて実施することとなります。

		樹林地	農地	緑化
市街化区域	できるだけ持ち続けてもらう	継続保有の促進 (土地所有者の負担軽減) ・緑地保存地区 ・市民の森 ・ふれあいの樹林 ・市民緑地 (注)公開とする場合は調整区域の維持管理支援、利活用促進に準じる	継続保有の促進 (土地所有者の負担軽減) ・生産緑地の拡充 ・借地公園制度 利活用促進 ・市民農園の拡大 (注)援農コーディネーター	個々に取組む 公共施設緑化と民有地緑化助成の拡充 ・屋上・壁面緑化 ・生垣等緑化 ・公共施設緑化 ・園庭、校庭の芝生化等 ・街路樹の維持管理
	やむを得ないとき土地を買収する	確実な担保 ・特別緑地保全地区 (相続税評価減、買収) ・よこはま協働の森基金制度	確実な担保 ・生産緑地の指定拡充 (相続税納税猶予)	
	緑を重点的に保全する区域	継続保有の促進 (土地所有者の負担軽減) ・市民の森 ・源流の森 ・市民緑地 (注)制度の重点PRにより指定推進 維持管理推進 (上記指定・公開を要件) ・行政がしくみを作り、市民力をできるだけ活かした管理 利活用促進 (上記指定・公開を要件) ・里山を楽しむライフスタイル事業 ・里山の資源を利活用	意欲を持って農業を続けてもらう 農業振興 ・地産地消の推進 (直販所、収穫体験等) ・生産性向上 (省エネ施設等) 農地保全 ・生産基盤 (かんがい施設等) ・農地維持管理 (水利組合等支援) ・周辺環境 (不法投棄、野焼き等) 担い手育成 ・協働で作業 (援農) ・市民の力 (市民農園の拡大) ・意欲ある人の支援 (賃借の奨励金等)	調整区域においても展開可 調整区域においても展開可
市街化調整区域	確実な担保 ・特別緑地保全地区 (相続税評価減、買収) ・よこはま協働の森基金制度	確実な担保 ・農地の流動化 (一団の優良な農地等) ・市民農園用地買収		
上記以外の区域	継続保有の促進 (土地所有者の負担軽減) ・市民の森 ・源流の森 (注)希望により指定	農業振興 同上 農地保全 同上 担い手育成 同上 確実な担保 ・立地や需要等によっては市民農園用地を買収		

緑を重点的に保全する区域とは以下のいずれかの区域

- 1 緑の10大拠点 - 参考資料
- 2 保全区域指定済みの樹林地・農地
- 3 概ね5,000㎡以上の一団の樹林地・農地で、所有者の希望があり、一定の要件を満たすもの
 土地利用転換の場合は、都市計画法等の開発条件による
 概ね5,000㎡以上の一団の樹林地・農地は、所有者の意向があり、一定の要件を満たす場合は、「緑を重点的に保全すべき区域」に含めることができる

〔コラム4〕 樹林地の保全

市内には、緑の10大拠点や市街地のなかの斜面緑地が残されています。これらの樹林地は市内の緑被の約6割をしめており、緑の総量の維持のためには、樹林地の保全が大きなウェイトをしめています。

樹林地の所有者は、日常の維持管理や固定資産税の負担、また、相続時の税負担等、所有し続けるためには様々な課題を抱えています。

そこで、横浜市では、市独自の制度や国の制度を活用して、税負担の軽減や維持管理支援、また、いざというときの買取などによって樹林地の保全を図っていきます。

1 保全施策の概要

(1) 横浜市の条例等による制度（土地所有者との10年以上の契約による指定）

市民の森	源流の森	緑地保存地区
概ね2ha以上の公開可能な樹林地を中心とする一定の区域	市街化調整区域内の概ね5,000㎡以上の一団の樹林地（指定面積の概ね1,000㎡への引き下げを検討）	市街化区域内の概ね500㎡以上の一団の樹林地
土地所有者等への優遇措置等の内容		
固定資産税・都市計画税の減免 緑地育成奨励金（30円/㎡） 更新時の継続一時金交付	固定資産税の減免 更新時の継続一時金交付	固定資産税・都市計画税の減免 更新時の継続一時金交付 緑地相談制度

(2) 法による制度（都市計画決定による指定）

特別緑地保全地区	近郊緑地特別保全地区
概ね5,000㎡以上の一団の良好な自然環境を形成する緑地（指定面積のおおむね1,000㎡への引き下げを検討）	近郊緑地保全地域内の緑地で、樹林地等に類する土地が良好な自然環境を形成し、相当な規模の広さを有している土地
土地所有者等への優遇措置等の内容	
固定資産税評価額が1/2 相続税評価額8割減（山林及び原野等） 相続税の延納利子税の利率の引き下げ 相続等不測の事態等に、土地の買入れる旨の申出が可能	

2 保全の推進について

(1) 樹林地保全に関する制度のPRによる指定推進

平成19年に実施した土地所有者アンケートの結果、これらの制度の認知度が低いことが明らかになっており、制度の概要や指定によるメリット等について土地所有者の方々へのPRを幅広く行い、指定の推進を図ります。

(2) 指定の進め方

指定にあたっては、市民の森等横浜市の独自の制度による指定を行いながら、さらには樹林地を永続的に保全し、相続税の評価減による相続税負担の軽減も可能な特別緑地保全地区等の国の制度による指定を行うことにより、土地所有者への幅広い支援を可能としながら、市内の樹林地を保全していきます。

(3) 樹林地の買取

樹林地の所有者に相続等不測の事態が発生すると、相続税の負担のため、土地所有者が樹林地を手放さざるを得ない状況になり、これが緑の減少の大きな原因の一つとなっています。

特別緑地保全地区等の国の制度には、相続税の評価減など相続時の支援策もあり、制度の活用による相続税負担の軽減が可能です。

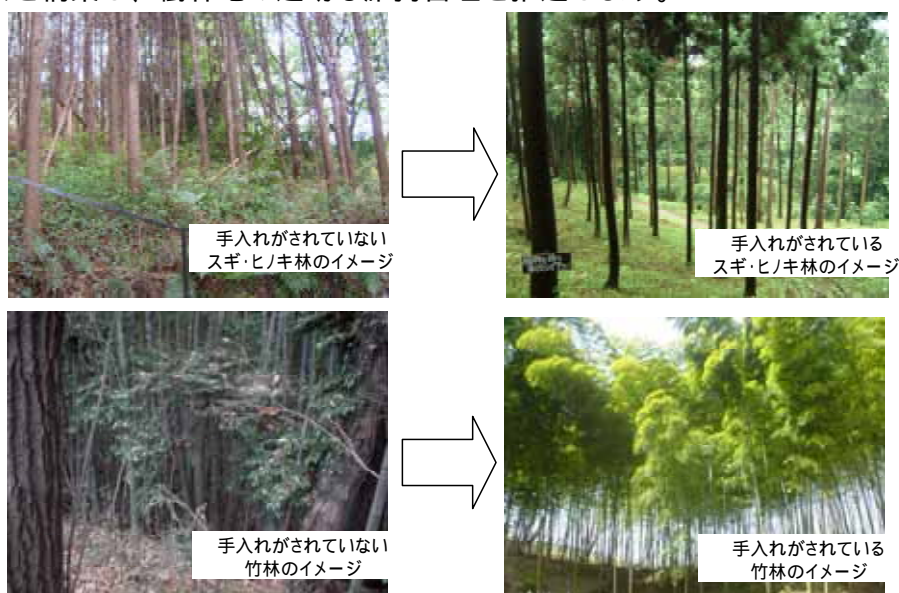
このような制度を利用しても、土地所有者が相続税の支払いのために樹林地を手放さざるを得ない状況が生じており、横浜市では、このような場合には、原則として緑地保全制度等によって指定した樹林地に限り買取を行い、樹林地として保全していきます。

〔コラム5〕 樹林地の維持管理

過去に人為的な管理がされた樹林地は、放置すると林内に入ることができないほど草木が生い茂ってしまう傾向にあります。さらに、CO₂の吸収・固定、水循環など樹林地の多様な機能が管理不足により低下する恐れがあるとともに、管理された樹林地が保全してきた生物多様性が失われる恐れもあります。

横浜市では、市民が利用する樹林地を継続的に良好な状況に保ち、自然とのふれあいなどを楽しむことができるよう、これまで多くの市民の協力を得て、維持管理を行ってきました。しかし、今後、特別緑地保全地区等の指定地や市有緑地の更なる拡大が見込まれることから、市民と協働した樹林地の新たな維持管理のしくみが必要となっています。また、維持管理で発生する間伐材等の資源循環への対応も求められています。

そこで、横浜みどりアップ計画では、次ページのとおり樹林地の維持管理に関する新たな施策体系を構築し、樹林地の適切な維持管理を推進します。



【市民活動の状況】

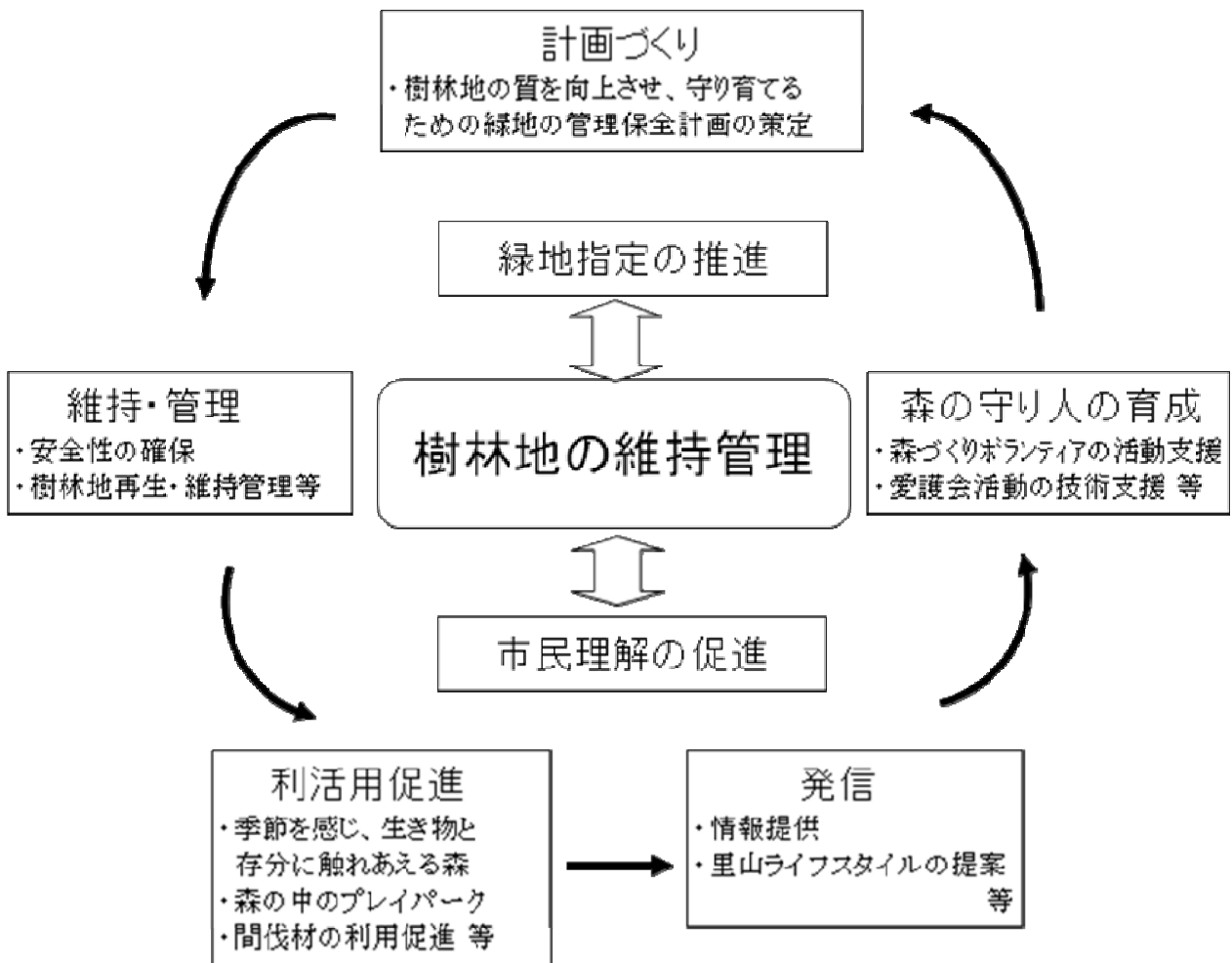
市民参加の場	形態名称等	平成19年度活動状況		活動内容
		団体数	参加概数	
市民の森	愛護会	27	906名 (会員数)	散策路、広場の清掃・草刈整備計画づくり
ふれあいの樹林	愛護会	13	749名 (会員数)	管理活動、巣箱設置などのふれあい活動
森づくりボランティア 団体登録	一般公募	36	1,703名	樹林地の保全活動

横浜市温室効果ガス排出状況調査(平成19年度)より、横浜市内の森林によるCO₂吸収量は、約1万t(市内排出量1,977万tの0.05%)と計算されている。

森林吸収量 : 9.97kt- CO₂ (横浜市の森林によるCO₂吸収量)
体積 約508万m³ (東京ドーム124万m³の約4杯分)

樹林地の維持管理に関する新たな施策体系の考え方

緑地保全等に指定された樹林地を、行政が枠組みを作ったうえで民との協働で、手入れが行き届かない森から美しい里山へと、再生・保全・活用する新システムを構築します。



〔コラム6〕 都市農地の多面的機能と都市農業の現実

農地は新鮮で安全な農畜産物を生産・供給するほか、レクリエーションや農体験の場、ヒートアイランド現象の緩和、貯水・洪水防止、空気の浄化、文化の伝承など多くの公益的機能を持っています。

しかし、農地が公園や樹林地と大きく違うのは、先祖伝来の農地を農家が耕作し続けなければならなかったことです。このため、農地の担い手問題が大きな課題となっています。農業経営を続けていくには、農業労働力が確保され経営の収支も赤字にならないことが必要です。

さらには、相続税の支払いや近隣住民との問題、また、近年の原油高騰を原因とする生産資材の値上がり、農業所得の伸び悩みなど様々な課題を抱えながら農家は頑張っています。

したがって、後継者の育成や労働力不足をカバーするための支援、農産物の生産振興などの支援策を講じることによって、優良な農地を横浜に残す必要があります。

農地の多面的な機能が享受できるのは、都市に暮らす市民であり、農地は市民の共有財産であるといっても過言ではありません。この農地を次世代に引き継いでいくことが必要です。

【農地の多面的機能】

< 横浜の農業は地産地消 >

- ・新鮮で安全な農畜産物の生産供給
- ・地産地消は輸送エネルギーがかからないため、地球温暖化防止にも貢献

< 農地は環境を保全 >

- ・生物多様性の保持
- ・ヒートアイランド現象の緩和
- ・空気の浄化作用

< 田園景観の保全 >

- ・横浜の原風景である田園景観の保全
- ・谷戸景観は横浜の文化を伝承

< 農地は農体験や教育の場 >

- ・地域コミュニティの形成の場
- ・レクリエーションの場
- ・農体験や環境教育の場

< 農地は防災時に活躍 >

- ・防災協力農地は災害時の避難場所等
- ・貯水機能や洪水防止機能



栽培収穫体験ファーム

〔コラム7〕 緑化の推進

【規制・誘導により緑を増やす取組】

横浜市ではこれまでも、市独自の制度として「緑の環境をつくり育てる条例」等により緑化協議を行ない、緑化を推進してきましたが、都市緑地法改正（H16）により創設された「緑化地域制度」を導入することにより、一定割合以上の緑化を義務づけるなど、規制による市街地の緑化を推進します。

また、建築物の高さや容積率を緩和する場合に、敷地内に歩道や広場などを設け、良好な市街地環境の形成を誘導する「市街地環境設計制度」においても緑化基準を強化するなど、市街地に緑を引き込む取組を推進します。

【緑を増やす一人ひとりの取組】

街に緑を増やしていくためには、一人ひとりの緑を増やす取組も重要です。

横浜市では、平成18年度から「緑ある暮らしや、緑を大切にした事業活動のきっかけとなること」などを目的に、市民・事業者・行政が協働して平成21年度までに150万本の植樹を行う「150万本植樹行動」に取り組んでいます。今後、この取組で培われた市民の方々の緑に対する意識などを土壌として、さらに身近な緑をつくり出していくために、屋上緑化や壁面緑化、生垣設置、名木古木等に対する助成策の強化を行ってまいります。

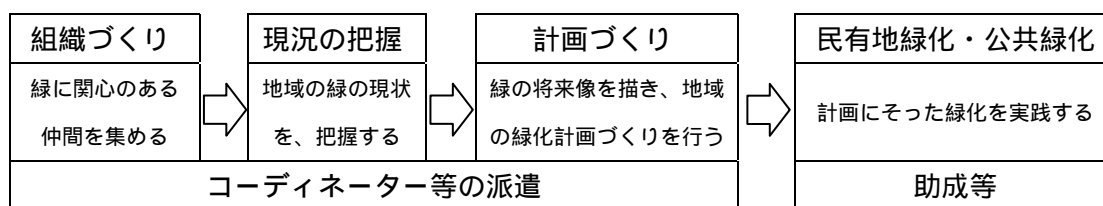


【地域ぐるみの緑化の取組】

一人ひとりの緑を増やす取組をより発展させ、緑が増えたという実感を得られるようにするためには、地域ぐるみで緑化に取り組むことにより、個々の緑は、線となり、面となって、緑の豊かさをより実感できることとなります。

横浜市では、地域での緑の計画づくりや緑化事業に対する支援を行う「地域緑のまちづくり事業」を創設し、面的な広がりを持った、住宅地、商店街、オフィス街、工業地域などさまざまな地域に相応しい緑化を推進します。

地域緑のまちづくり進め方



【公共施設緑化の取組】

街路樹や公共施設などの緑化推進を図ります。公共施設では、これまで以上の取組を行うとともに、街路樹は適切に管理をすることで、街の美観や快適な緑陰をつくります。



4 横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)のための財源確保について

横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)の推進にあたり、将来にわたって緑の総量の維持・向上をはかるために、安定した財源確保として、「横浜みどり税」を実施します。

また、緑化イベントなど様々な機会を通じ、寄付金の募集などを行うほか、企業からの支援や協賛金の協力依頼など、その他の財源確保についても取り組みます。

横浜みどり税の概要

(1) 課税方式

市民税(個人・法人)均等割超過課税方式

市民税均等割への超過課税とは

現在、市民税では、地域社会の費用の一部を広く均等に市民の方に負担していただく趣旨で、均等割(個人3,000円、法人5～300万円)を課税しています。

今回の超過課税は、その均等割に一定額(率)を上乗せする方法です。

【参考】市民税均等割が課されない方

所得が一定金額以下の方は、市民税均等割が課税されません。

(2) 税率

(個人)年間900円

(法人)現行の年間均等割額の9%相当額

ただし、当初2年度間は利益計上のない法人を除きます。

(利益計上のない法人：全法人の約6割(平成19年度))

(3) 税収規模

約24億円(年平均) (個人 約16億円 法人 約8億円)

(4) 実施期間

平成21年度から5年間

(個人)平成21年度分から平成25年度分まで

(法人)平成21年4月1日(利益計上のない法人については、平成23年4月1日)から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度分

(5) 基金への積立て

税収相当額を「緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るための基金(別途新設)」へ積み立てます。

5 計画の進行管理と透明性確保策

緑の保全・創造への取り組みは、息の長い取り組みであり、施策を着実に実行しつつ成果をフィードバックし、また、状況の変化に適切に対応していく必要があります。

そこで、計画の進行管理について、以下のとおり進めていきます。

(1) 評価について

評価にあたっては、まず個々の施策の進ちょく状況を評価することを基本とします。

次に、質の成果として示した市民生活や街の姿として見える成果を、本編の達成イメージをもとに、随時評価していきます。

さらに、量の成果である緑被率については、定期的に測定評価していきます（その際、市民一人ひとりの緑化行動等も適切に評価できるよう、算定方法についても検討していきます。）。

なお、これらの評価により、課題等が発見されたり、状況の変化が生じたときなどは、柔軟に対応できるよう、適宜、適切な対応を検討していきます。

(2) 税収の使途の明確化について

横浜みどり税の税収分の使途等を明らかにするために、税収の管理と年度間の財源調整を行うための「基金」を設置することとし、「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」全体を対象とした「特別会計」を設置します。

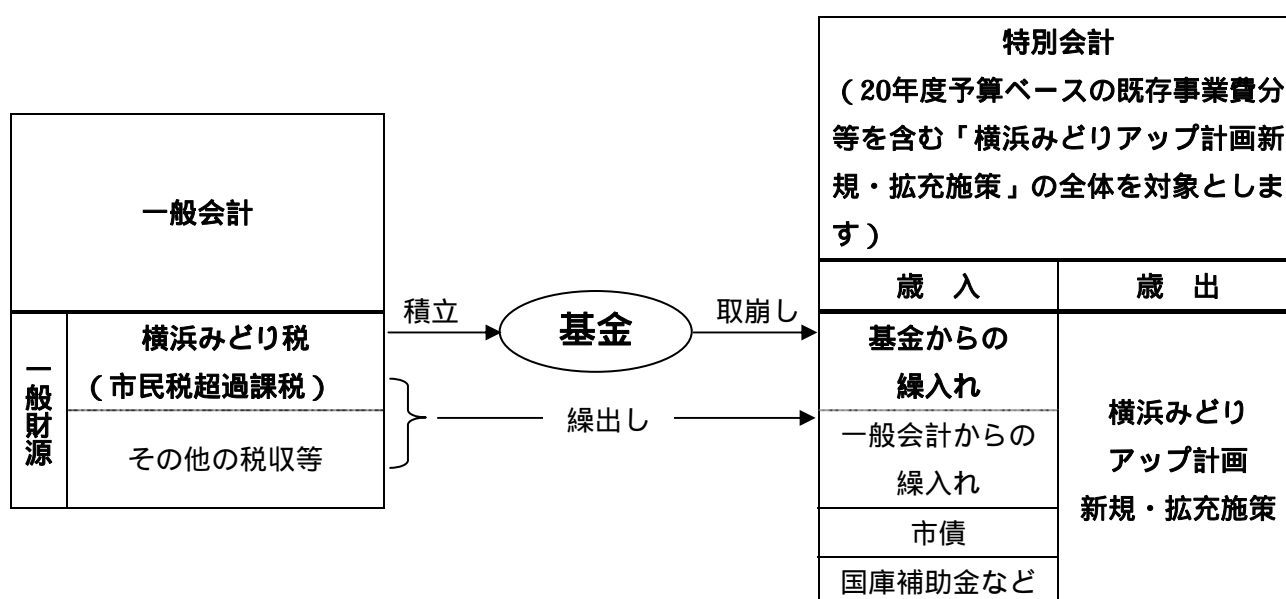
基金及び特別会計のイメージ

「基金」

横浜みどり税は、市民税の超過課税の形でご負担をお願いするものですが、その税収の使いみちは「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」に限定されます。そこで、この税収を管理する基金を設置することにより、他の一般財源から明確に分離するとともに、年度間の財源調整も行います。

「特別会計」

横浜みどり税の使途を明確にするためには、横浜みどり税を充当して実施する事業のみならず、「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」全体について、その内容や進捗状況を他の施策と分離して明らかにしていく必要があると考えています。そこで、新たに、20年度予算ベースによる既存事業費等を含めた「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」全体を対象とする特別会計を設置して、横浜みどり税の使途を明確にします。



(3) 評価の体制について

緑を「守り」「つくり」「育てる」取組みは、市民・関係団体・行政など多様な主体が協働して取り組むことが不可欠です。そこで、計画の進ちょく状況の評価についても、多様な主体が参加した会議組織等を設定し、進行管理が可能な体制を構築していきます。

市民参加の組織について

税収の受け皿として基金を設置するとともに、その適正な運用に向けた市民意見反映のしくみとして、市民参加の組織の設置について以下の方向で検討を進めています。

(1) 目的

基金の適正な運用を図るとともに、「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」に掲げられた事業を効果的に推進するため、市民の視点から事業計画、事業進捗に対する意見や提案等を行う組織を設置します。

(2) 構成

公募市民をはじめ、緑の保全と創造に関わる団体の代表や有識者など幅広い参画による組織構成を検討します。（概ね10～20人程度を想定）

《参考：構成例》

- ア 公募市民：個人
- イ 関係団体：農業団体、経済団体、市民団体、NPOなど
- ウ 有識者

(3) 主な活動内容

税収の用途となる事業及び関連事業を含め、事業計画、実施状況等に対する意見や提案等をいただき、計画への反映を図ります。

また、施策の推進のためには、市民の参加・協働が不可欠であることから、上記会議の公開開催や、HP等広報媒体の活用、公募市民を中心とした情報発信等により、市民理解を得ていく工夫についても検討を進めます。

《参考：活動例》

- ア 事業進捗や次年度計画に対する意見具申
- イ 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の施策や達成状況に対する意見具申
- ウ 緑の保全・創造施策、特に市民協働型事業への市民参画に向けた方策検討等
- エ 市民への情報発信
- オ その他必要なこと

資料編

< 目次 >

- 1 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の事業・・・・・・・・・・・・・・・・資-1
 - (1) 事業費内訳
 - (2) 個別事業説明

- 2 横浜みどり税条例における税の軽減措置について・・・・・・・・資-31
 - (1) 緑化認定証の交付を受けた建築物の敷地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置
 - (2) 指定された農業用施設用地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置

- 3 関連資料・・・・・・・・・・・・・・・・資-35
 - 図 市街化調整区域の緑被（樹林地・農地・草地）の分布
 - 図 市街化区域の緑被（樹林地・農地・草地）の分布
 - 行政区別緑被率の推移
 - 図 緑の10大拠点

1 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の事業

新規・拡充施策の事業費は、現時点では、以下のとおりです。

これらの事業については、施策の進捗状況など適切な評価を随時行い、柔軟に対応できるよう、適宜、見直しを検討してまいります。

なお、事業費に関しては、今後の予算によります。

(1) 事業費内訳

ア 樹林地を守る施策

（平成21年度～25年度事業費合計） < 約490億円 >

（単位：億円）

	施策	5カ年事業費 (うち一般財源)
継続保有の促進 (できるだけ 持ち続けてもらう)	緑地保全制度等の拡充	-
	篤志の奨励制度	
維持管理推進 (安心して 持ち続けてもらう)	安全・明るい森づくり	41
	森の守り人育成	(41)
利活用促進 (里山を活かした楽 しみと資源の活用)	森の楽しみづくり	8 (8)
	森づくり市民提案制度の創設	
	森の資源循環促進	
	ウェルカムセンター等の整備	
	森林教室等の開講	
確実な担保 (いざという時の 買取りなど)	緑地保全制度による地区指定拡大と買取り	441 (89)
	よこはま協働の森基金制度の見直し	
	国への制度要望	

イ 農地を守る施策

（平成21年度～25年度事業費合計） < 約57億円 >

（単位：億円）

	施策	5カ年事業費 (うち一般財源)
継続保有の促進 (できるだけ 持ち続けてもらう)	生産緑地制度等の活用	7 (7)
農業振興 (地産地消などに着 目した農業振興策)	地産地消の推進	9 (9)
	施設の省エネルギー化の推進、生産用機械のリース方式による導入	

農地保全 (周辺環境との 調和と生産性向上)	田園景観や水田の保全対策	8 (8)
	生産基盤整備の拡充	
	不法投棄対策、周辺環境に配慮した生産環境整備	
担い手育成 (農業を支える多様な担い手)	機械作業の受託組織の育成	3 (3)
	コーディネーターの活用	
	農業後継者・横浜型担い手育成	
	農地の貸し手への支援	
確実な担保 (いざという時の 買取りなど)	公的機関による買取及びあっせん	30 (30)
	国への制度要望	

ウ 緑をつくる施策

(平成21年度～25年度事業費合計) <約56億円>

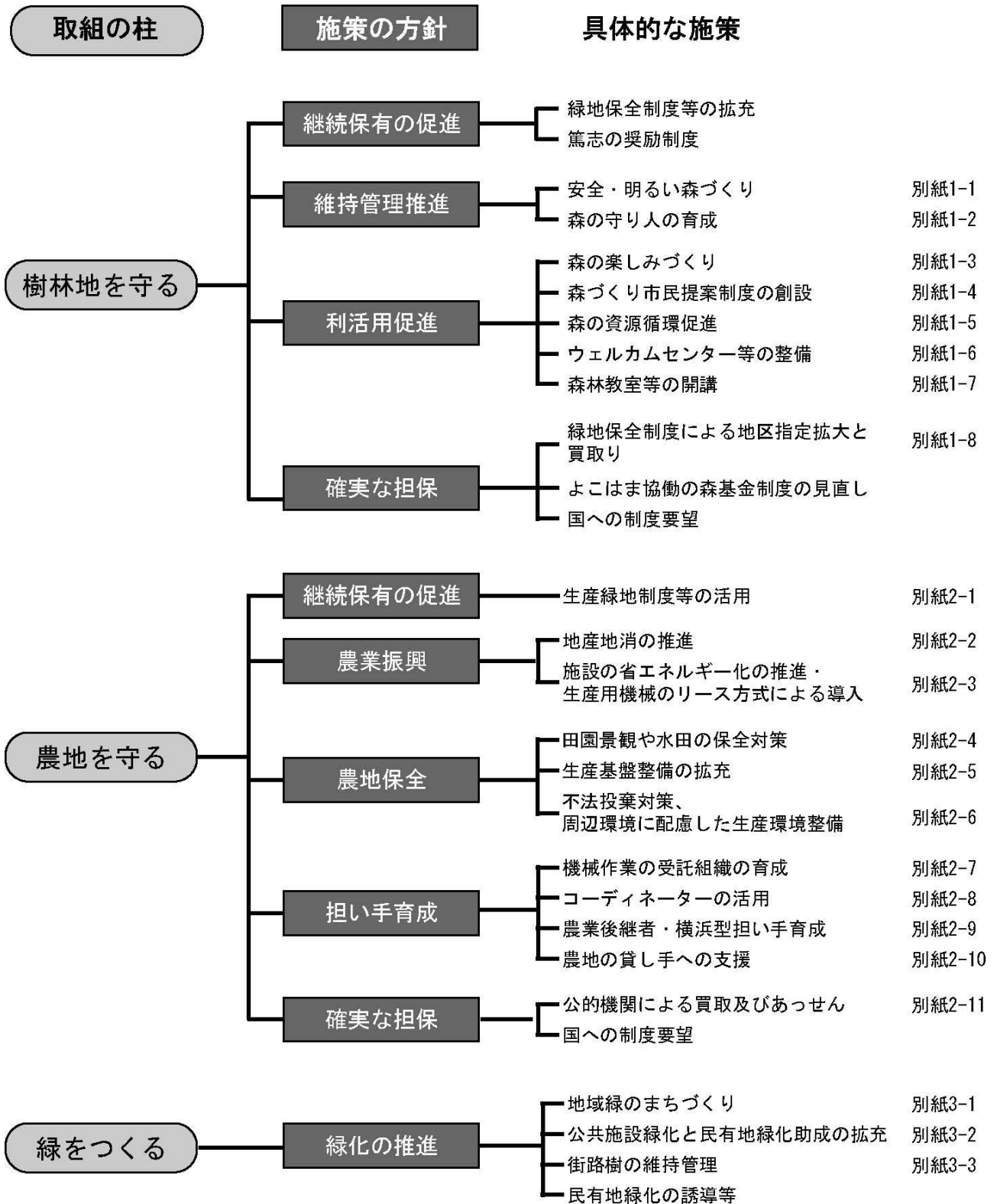
(単位:億円)

	施策	5カ年事業費 (うち一般財源)
緑化の推進 (地域で取組めば 効果もアップ)	地域緑のまちづくり	56 (56)
	公共施設緑化と民有地緑化助成の拡充	
	街路樹の維持管理	
	民有地緑化の誘導等	

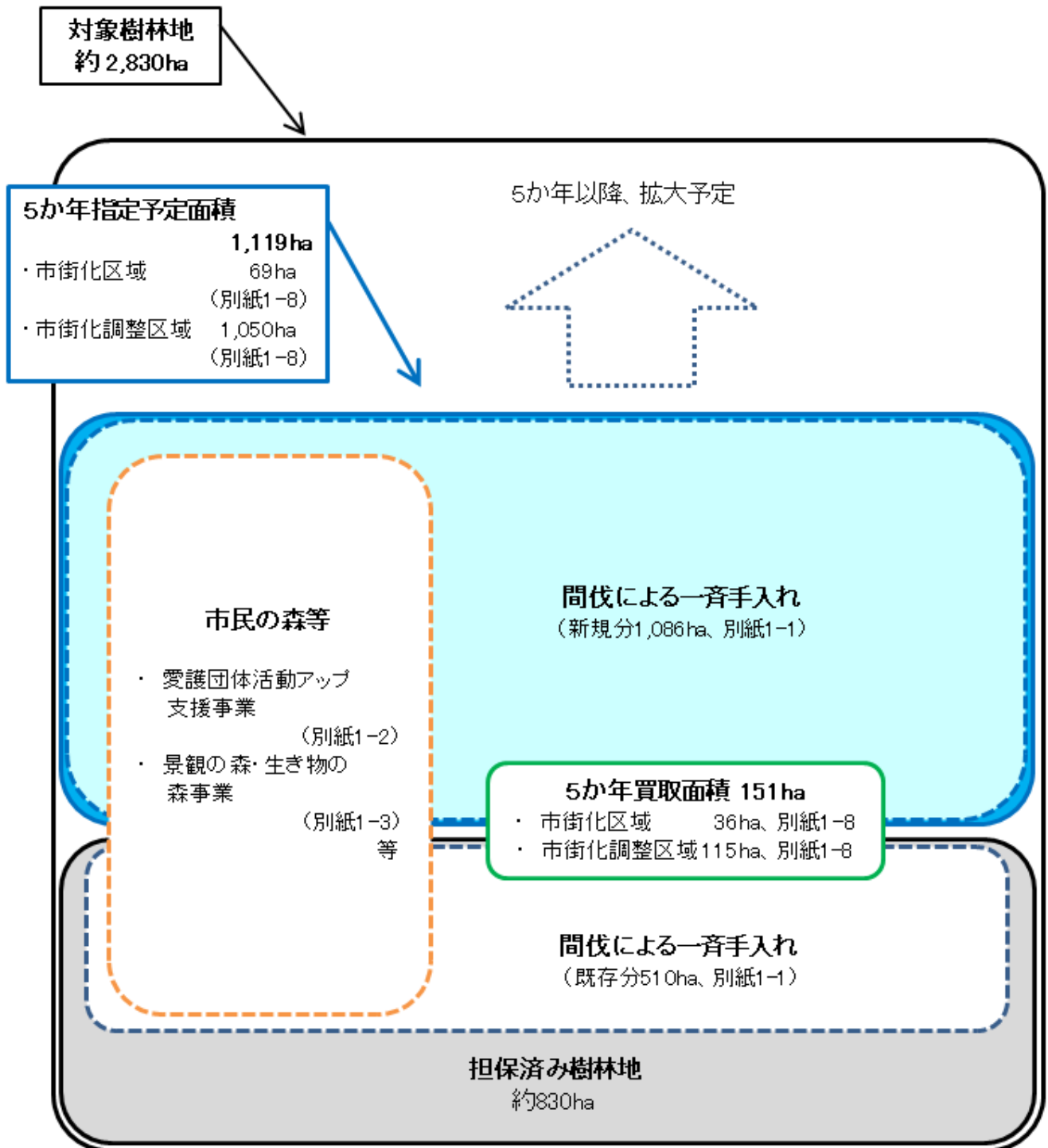
エ 合計

平成21年度～25年度の5カ年事業費 合計	約603億円 (約251億円)
平成21年度～25年度の単年度平均	約121億円 (約50億円)

(2) 個別事業説明



事業対象となる樹林地の面積、5年間の指定予定面積
及び緑地再生・管理事業等の対象面積

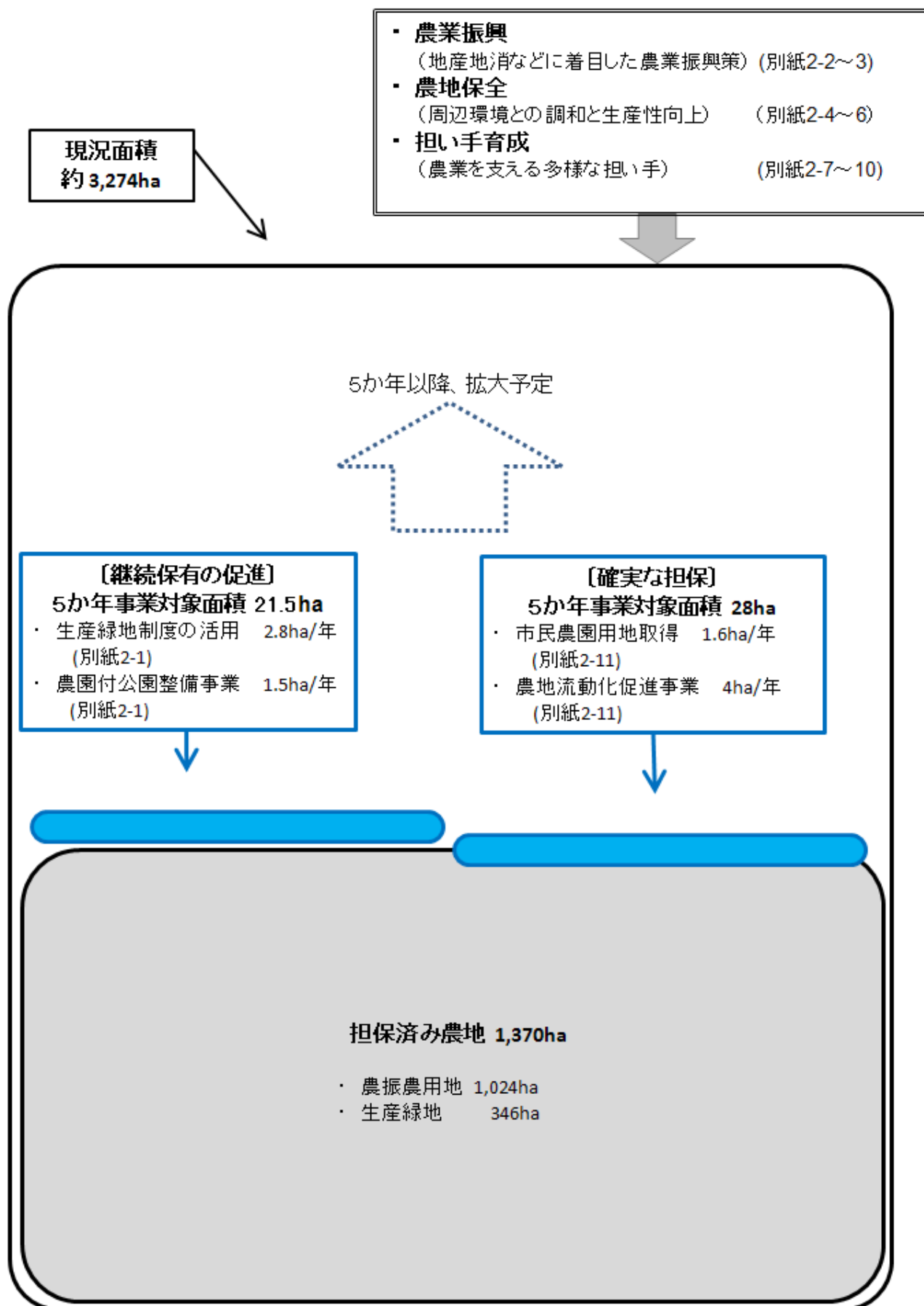


樹林地施策 概念図

間伐による一斉手入れは、市民の森等の保全状態等から指定地の7割を対象とします。
民地境界部草刈り等は、5か年指定予定面積(1119ha)と担保済み樹林地(約830ha)のすべてを対象とします。

「別紙 - 」とは、個別事業の番号を示しています。

農地の現況面積及び5年後の施策ごとの確保面積の目標値



農地施策 概念図

「別紙 - 」とは、個別事業の番号を示しています。

安全・明るい森づくり

樹林地のイメージアップを図り、多くの市民が安全に市民の森等を利用できるように、手入れが行き届かない樹林を、市民とともに保全管理計画を立て、明るく安全な森として再生させます。

1 緑地再生・管理事業 【拡充】

里山の森は、手入れを十分にせずに放置すると林の中が暗くなり、植生が貧弱になってしまいます。明るく、多様な動植物が生息する健全な森とするため、特別緑地保全地区等の指定地や市有緑地のうち必要な箇所について、間伐を主とした一斉手入れ等を行います。

また、住宅地との境界部においても草刈りを実施する等、樹林地を良好な状態で管理します。



暗い樹林地

* 間伐による一斉手入れ : 3,352 百万円

$3 \text{ 百万円/ha} \times 1,596 \text{ ha (既存分 510ha, 新規分 1,086ha)} \times 0.7 = 3,352 \text{ 百万円}$
(市民の森等の保全状態等から指定地の7割を対象とする)

* 民地境界部草刈り等 : 379 百万円

新規分 外周(延べ 425km) \times 草刈幅(3m) \times 0.1 千円/ $\text{m}^2 = 127$ 百万円

拡充分 外周(延べ 660km) \times 草刈幅(2m) \times 0.1 千円/ $\text{m}^2 = 132$ 百万円

その他愛護会委託等による管理 120 百万円

2 緑地防災・安全対策事業 【拡充】

市民の森等を市民が安全に活用できるよう、危険斜面の崩壊予防等の整備を行います。

また、住宅地と接している樹林地外周部において、危険樹木の撤去等を実施します。



住宅にがけ崩れ



住宅屋根に倒木

* 危険斜面整備 : 100 百万円

危険斜面 $400 \text{ m}^2 \times$ 施工単価 $50 \text{ 千円/m}^2 \times 5 \text{ 箇所} = 100 \text{ 百万円}$

* 外周樹木撤去等 : 193 百万円

新規分 外周(延べ 425km) \times 1 本/230m \times 69 千円/本 = 127 百万円

拡充分 外周(延べ 660km) \times 1 本/690m \times 69 千円/本 = 66 百万円

3 市民協働による緑地維持管理事業 【拡充】

管理水準等を明確化した保全管理計画を市民との協働で策定し、この計画に基づいて樹林地の維持管理を実施します。

* 委託費等 : $8 \text{ 百万円/年} \times 5 \text{ 年} = 40 \text{ 百万円}$

森の守り人の育成

市民との協働により、森の手入れ等の維持管理を推進するとともに、市民の利用を促進するため、森にかかわる人材育成を進めます。

また、森づくりに携わる市民の森等の愛護会活動への支援を拡充し、市民協働による樹林地保全活動の拡大を図ります。

1 森づくりリーダー等育成事業 【新規】

(1) 森づくりボランティア

森の手入れ活動をするボランティアを育成します（250人）。四季折々の手入れがあることから、年間6回程度の講座を開催します。

* 0.6百万円/年×5年 = 3百万円

(2) 森づくりリーダー

森づくりボランティアの経験者で、森づくりボランティアを指導する立場の人材を育成します(25人)。

また、育成したリーダーを森づくりボランティア活動の場に派遣し、活動を活発化します。

* 1.2百万円/年×5年 = 6百万円

(3) はまレンジャー

10ha以上の大規模な市民の森で来園者に森の情報を提供し、案内を行うはまレンジャーを養成し、活用します(25人)。

* 0.8百万円/年×5年 = 4百万円



2 愛護団体活動アップ支援事業 【新規】

市民の森愛護会、ふれあいの樹林愛護会等で、維持管理水準等を高めるため、より積極的に活動を展開する団体等に対し、新たに、必要機材や技術についての支援等を行います。

* 50団体×0.1百万円/年×5年 = 25百万円



3 森づくりボランティア活動助成事業 【新規】

ボランティアが森の保全活動を自主的、計画的に進めることが出来るよう、活動を支援するための助成制度を創設します（鎌、のこぎり等の道具の購入、活動たより等作成等）。

* 0.2百万円×延べ195団体 = 39百万円

森の楽しみづくり

横浜の貴重な森が「人と生き物がふれあう森」、「老若男女にとって、わくわく・うれしい・楽しい森」になり、その恩恵を市民一人ひとりが受けることができるよう、森の存在のPRを進めると共に市民にとって存分に活用できる仕組みを作っていきます。

「北の森」(新治地区周辺緑地帯)や「南の森」(円海山周辺緑地帯)をはじめとして各地区で展開し、樹林地保全に対する市民の理解と協力を促進します。

写真は全てイメージです

1 景観の森・生き物の森事業 【新規】

市民の森等に、新緑や紅葉等が美しく、野鳥や昆虫が好む樹木を新たに植樹します。

* 1百万円 × 25ha = 25百万円



2 森の中のプレイパーク事業 【新規】

「北の森」、「南の森」などの樹林地の一角に、落ち葉プール、木の砂場、ツリーハウス等を活用した樹林地版プレイパークを設置し、木とのふれあいを通じ森林環境を考える心を育てる「木育」の実践等を行います。

* 初期整備費: 5百万円 × 5箇所 = 25百万円

* 運営費等 : 5百万円 × 延べ 15 箇所 / 5年 = 75 百万円
(1年に1箇所ずつ順次整備)



〔北海道立旭川 21 世紀の森「森林学習展示館」〕
(北海道上川支庁ホームページより掲載)
〔「木の砂場」: 木枠の中に直径4cm 程度の木の玉が敷き詰められた木製遊具〕

3 森の収穫物体験事業 【新規】

竹林や農地のある市民の森等で、その森で採れる収穫物を用いた「森の恵みレストラン(イベント)」を開催します。

* 0.4 百万円 × 4箇所 × 1回/年 × 5年 = 8百万円



〔森の恵みレストラン〕

4 里山ライフ体験事業 【新規】

里山の景観と古民家を活用した生活・慣習や間伐・田植え等を楽しむ里山ライフを体験していただきます。

* 0.1百万円 × 2箇所 × 2回/年 × 5年 = 2百万円



5 健康の森事業 【新規】

市民に身近な市民の森等をコースに組み込んだ健康ツアーやウォーキングを各種団体等と連携し、開催します。

また、距離標を設置します。

* 距離標設置費 : 0.5 百万円 × 10 箇所 = 5百万円

* イベント関連費: 0.1 百万円 × 18 区 × 1回/年 × 5年 = 9百万円



6 横浜の森の自然・生き物情報発信事業 【新規】

市民の森等の周知・利用促進を図るため、自然・生き物情報をパンフレット等で提供します。

* 調査費、パンフレット等製作費など(21年度のみ): 9百万円

森づくり市民提案制度の創設

市民から、森づくりの活動に関する提案を募集し、優れた提案の実現を支援する市民提案型事業を創設します。

1 みどりの夢かなえます事業 【新規】

市民自身が直接参画して森を守り育てていくために、市民提案型事業を創設します。森づくりに特化した市民提案制度とし、市民協働による樹林地の維持管理を推進します。

* 3百万円 × 3件 × 5年 = 45百万円



< 富山県ホームページより掲載 >

市民提案事業

木材製品の作成、設置
森づくり研修の開催など



写真はすべてイメージです

明るい良好な森として市民協働で維持管理を推進



森の資源循環促進

森を管理することで生じた間伐材やせん定枝等、森に眠る貴重な資源を活かし、利活用を図ります。また、横浜の森オリジナルの木製品をつくり、販売する等の可能性を検討します。

写真はすべてイメージです

1 間伐材資源循環事業 【拡充】

森の手入れの促進、ボランティア活動の活発化を図るため、森林管理で生じたせん定枝や間伐材をその場でチップ化し、園路に敷く等、森での活用を進めます。

また、間伐材等木質バイオマスの更なる利活用や間伐材製品の商品開発、展示、販売、PR等の可能性を検討します。

* 間伐材チップ化促進

(チップー貸出しによるチップ化延べ 600 回)

17 百万円 × 5 年 = 85 百万円



【チップ化作業の様子】

(長野県須坂市役所ホームページより掲載)

2 間伐材活用クラフト作成事業 【新規】

間伐材からクラフト素材を作成し、「北の森」「南の森」「環境活動支援センター」をはじめ、ウェルカムセンター等でクラフト作成ワークショップ等を開催します。参加者は用意された素材を使い、自分だけのオリジナル木製品を作成します。

* クラフト素材製作費等

2 百万円 / 年 × 5 年 = 10 百万円



【間伐材クラフト例】

(洞爺湖ガイドセンターホームページより掲載)

ウェルカムセンター等の整備

愛護会や森のボランティアの活動を活性化し連携を深めるため、活動拠点を整備します。

また、大勢の市民が横浜の森を利用し、その魅力を実感できるよう、活動拠点機能をあわせ持ったウェルカムセンターを整備し、森のボランティア活動への理解と市民参加を促進します。

* 写真はすべてイメージです

1 愛護会、森づくりボランティア活動拠点整備事業 【新規】

愛護会や森づくりボランティア活動を活性化するために、維持管理活動が活発に行われている市民の森等を中心として、道具置き場や間伐材の加工ができる小屋等(50㎡程度)を整備します。

* 24 百万円 × 5 か所 = 120 百万円
(設計費、基盤整備費を含みます。)



【NPO 法人新里昆虫研究会活動小屋】
(NPO 法人新里昆虫研究会ホームページより掲載)

2 ウェルカムセンター整備事業 【新規】

市民の森等に市民が気軽に立ち寄れる場所として、ウェルカムセンター(175㎡程度)を設置します。森の散策情報をはじめ、イベント情報や展示などの情報発信をするとともに、来園者に森の情報提供や案内をする「はまレンジャー」を配置し、市民が利用しやすい環境をつくれます。

また、ウェルカムセンターの一角に愛護会等の活動拠点の機能を備えることで、愛護会等活動に対する市民の理解を深める、活動への参加促進を図ります。

* 51.5 百万円 × 5 か所 = 257.5 百万円
(設計費、基盤整備費を含みます。)



【裏磐梯ビジターセンター】
(裏磐梯ビジターセンターホームページより掲載)

森林教室等の開催

「北の森」（新治地区周辺緑地帯）、「南の森」（円海山周辺緑地帯）、環境活動支援センター等を活用し、体験学習や出前講座等、樹林地の特性を活かした多様なメニューによる環境教育を区役所等と連携して推進します。

1 森の恵み塾事業 【新規】

樹林地保全に関心のある市民を対象に、森づくりボランティアへのステップアップにつながる森林教室を区役所等と連携して開催します。

* 0.5 百万円 × 3 拠点 × 12 コース/年 × 5 年 = 90 百万円

写真はすべてイメージです



緑地保全制度による地区指定拡大と買取り

緑地保全制度の適用対象面積の引き下げや新たな制度の導入を検討します。また、緑地保全制度を土地所有者に重点的に周知することで、「市民の森」、「源流の森」、「特別緑地保全地区」などの地区指定を推進します。また、土地所有者の税負担の軽減や維持管理支援を図るとともに、いざというときの買取りなどによって樹林地の保全を図っていきます。

1 特別緑地保全地区指定等拡充事業【拡充】

(1) 地区指定の考え方

土地所有者ができるだけ緑地を持ち続けられるように、固定資産税等の減免や維持管理等の負担軽減ができる「市民の森」や「源流の森」、「緑地保存地区」の指定を推進します。

さらに、相続時の8割評価減などのメリットがある「特別緑地保全地区」の指定を拡大していきます。

また、これまで以上にきめ細かい保全策を講じるために、「特別緑地保全地区」や「源流の森」の指定面積要件を「5,000㎡以上」から「1,000㎡以上」への引き下げ、都市緑地法に基づく小規模緑地(300㎡以上)を対象とした「市民緑地」、土地所有者と市が協定を締結することにより土地所有者の管理の負担軽減や相続時の2割評価減などのメリットがある「管理協定制」の導入を図っていきます。

(2) 事業の進め方

土地所有者アンケートの結果等により、土地所有者に緑地保全制度が十分に理解されていないことが判明したことから、制度の概要、制度拡充の方向性、指定のメリット等について、さらにきめ細かく周知・PRを図るとともに、特別緑地保全地区などの緑地保全制度の指定を積極的に進めます。

地区指定を行った土地については、原則として特別緑地保全地区や近郊緑地特別保全地区の指定を条件に、相続等不測の事態に対応した買取りを行います。

(3) 積算の考え方

特別緑地保全地区などの緑地保全制度の指定面積(既指定分を含む)のうち、本市所有でない面積に過去の単年度買取面積割合3%を乗じて買取り面積及び事業費を算出しております。

なお、土地の買取りに際しては、今後、増大する事業費に対応するため、積極的に国費を導入していきます。

新規拡充施策	5か年の合計
事業費	440.8 億円
買入れ事業費	416.4 億円
測量費	24.4 億円
うち一般財源	89.4 億円
指定予定面積(ha)【市街化区域】	69ha
買取面積(ha) (49 千円 / ㎡ : 平均実績単価)	36ha
指定予定面積(ha)【市街化調整区域】	1,050ha
買取面積(ha) (21 千円 / ㎡ : 平均実績単価)	115ha

[参考] 保全施策の概要

(1) 横浜市の条例による制度(土地所有者との10年以上の契約による指定)

市民の森	源流の森	緑地保存地区
おおむね2ha以上の公開可能な樹林地を中心とする一定の区域	市街化調整区域内のおおむね5,000㎡以上の一団の樹林地 (適用対象面積のおおむね1,000㎡への引き下げを検討)	市街化区域内のおおむね500㎡以上の一団の樹林地
土地所有者等への優遇措置等の内容		
固定資産税・都市計画税の減免 緑地育成奨励金 更新時の継続一時金交付	固定資産税の減免 更新時の継続一時金交付	固定資産税・都市計画税の減免 更新時の継続一時金交付 緑地相談制度

(2)法による制度

特別緑地保全地区	近郊緑地特別保全地区
おおむね5,000㎡以上の一団の良好な自然環境を形成する緑地(適用対象面積のおおむね1,000㎡への引き下げを検討)	近郊緑地保全地域内の緑地で樹林地等に類する土地が良好な自然環境を形成し、相当な規模の広さを有している土地
土地所有者等への優遇措置等の内容	
固定資産税評価額が1/2 相続税評価額8割減(山林及び原野) 相続税の延納利子税の利率の引き下げ 相続等不測の事態等に、土地を買入れる旨の申出が可能	
市民緑地	
都市計画区域内の300㎡以上の一団の土地	
土地所有者等への優遇措置等の内容	
地方公共団体や緑地管理機構が緑地の管理を行うことにより、管理負担の軽減 契約期間が20年以上等の要件に該当する場合、相続税が2割評価減 土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合には、土地の固定資産税及び都市計画税が非課税	
管理協定制度	
特別緑地保全地区等土地の所有者と地方公共団体などが協定を結び、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度 協定期間は5年以上20年以下 管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要な施設の整備に国の補助制度がある。	
土地所有者へのメリット	
地方公共団体又は緑地管理機構が緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減。 特別緑地保全地区においては、相続税は特別緑地保全地区としての評価源に加え、契約期間が20年以上等の要件に該当する場合、さらに2割評価減。	

生産緑地制度等の活用

市街化区域に残された農地の固定資産税等の負担を軽減するため、生産緑地の指定を進めます。また、都市公園事業の借地公園制度（無償借地）を活用し、農園付の公園の整備を図ります。

1 生産緑地制度の活用【拡充】

生産緑地制度を積極的に活用することで、指定拡大を図ります。

2 農園付公園整備事業 【新規】

年々減少する農地について、借地公園制度を活用して分区園を主体とする都市公園を整備することにより、大部分を農地の形態のまま保全活用を図ります。

また、広場等を設け、身近な公園としても活用します。

(1) 分区園について

公園施設の1つで、公園内の一区域を複数の分区に割り、市民が野菜や花などを栽培することができます。1区画は、30㎡から50㎡です。

現在、市内には、3公園に分区園があり、指定管理者が管理運営を行っております。

(2) 積算の考え方

ア 5箇年事業費 750 百万円

イ 単年度事業費 150 百万円

(ア) 1,000 ㎡ × 5箇所

(イ) 5,000㎡ × 2箇所 計 1.5ha / 年

ウ 5年間整備面積 1.5ha × 5年間 = 7.5ha

(3) 整備(施設)イメージ

敷地規模5,000㎡程度の場合

事業費:50百万円

分区園 52~55区画(30㎡/区)

駐車スペース 30台程度

広場、用具庫、トイレ、小屋等

農園付公園の整備イメージ



(3) 借地公園制度による農園付公園のメリット

土地所有者	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の大部分を農地の形態のまま所有し続けることが可能 ・固定資産税及び都市計画税の減免 ・20年以上の契約の場合には、相続税の4割評価減
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全に関心が高まっている中で、自らの手で栽培、収穫を楽しむ機会が多く得られる ・一定規模の良好なオープンスペースが確保される

【参考 若草台第二公園（青葉区）分区園】



地産地消の推進

地産地消を進めるための共同直売所の整備支援を行います。また、畑や栽培温室で完熟した果物を収穫体験できる農園の増設を進めます。

1 共同直売所の設置支援事業 【新規】

共同直売所は、より鮮度の高い品揃えのある地場農産物を購入できるなど消費者ニーズが大きいことに加え、体験農園等と組み合わせることで市民が農に親しみ理解を深める場となること、地産地消の推進につながるなど、都市農業を発展させる上で大きな役割が期待されます。

共同直売所（2箇所）の設置に対し、支援を行います。

* 200百万円 × 50%補助 × 2箇所 = 200百万円

想定規模（敷地面積：2,000㎡、建物面積：400㎡、駐車場：50台、付帯設備）



2 収穫体験農園の開設支援事業 【新規】

ブルーベリーやイチゴといったもぎ取り体験ができる農園は、収穫だけを体験できる手軽さと味の良さなどから、近年人気が高まっており、市民が身近に地域の生産物を味わえる場となっています。また、収穫体験農園は、多品種・高品質生産など農業の多様化につながることから、都市農業としての将来性が大いに見込まれる一方、開設には、高度な設備や生産販売技術が必要です。

収穫体験のできる施設の設置に助成を行うとともに、農園案内等への支援を行います。

* 吊棚等資材購入費の50%補助、農園案内等支援：
293百万円

5ヵ年設置目標

ナシ・ブドウ	13ha
カキ	5ha
ブルーベリー	2ha
ミカン	2ha
イチゴ(ハウス)	1ha
合計	23ha



施設の省エネルギー化の推進、 生産用機械のリース方式による導入

農業経営の存続の危機を招く燃料価格の高騰に対応し、農業生産温室等の省エネルギー化を進めることで、農業経営の安定化を図るとともに、環境負荷を軽減します。

また、農業経営を効率的に進めるために必要な農業機械等をリース方式により導入します。

1 施設の省エネルギー化推進事業 【新規】

農地の保全には、農業者が継続して農業経営が行えることが必要ですが、燃料価格の高騰により危機的な状況になっているため、省エネルギーの推進に積極的に取り組みます。特に、より効果的な技術が開発されつつある生産温室について、先進的な技術の導入により省エネルギー化を一層推進するため、通常の温室に加えて設置される、二重ハウスや保温用カーテンなどの省エネ型施設の導入費用に対して、助成します。

* 1.8百万円 / 10a × 80% × 120棟 = 173百万円、ほか

2 生産用機械のリース方式による導入事業 【新規】

能力や意欲はあるが、経営規模が小さいため、高性能の農業機械を導入できない農家が、地域で共同利用する場合に、リース方式による導入を支援します。

リース方式は、購入と比べ、資金借入時の担保提供が不要で、税金や登録の問題もなく、互いが利用を融通しあうことにより、農地が保全できます。

市が、機械利用組合からの申込を受け、リース事業者の機械購入に助成し、リース料の軽減を図ります。

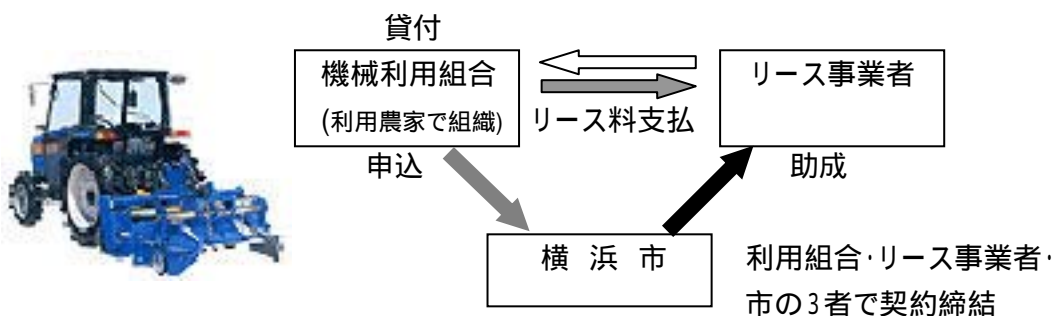
* 3百万円 × 50% × 20件/年 × 5年 = 150百万円

多機能型大型トラクター等導入機械標準額

(参考) 機械利用組合総負担額

3百万円 × 50% × 20件/年 × 5年 × 料率(1.2) = 180百万円

【リース事業のイメージ】



田園景観や水田の保全対策

農地が持つ、遊水機能、地下水涵養機能、ヒートアイランド緩和機能などの環境面を評価し、水利組合など地域の農地管理を行う団体等に奨励金を交付し、農地管理と景観保全を図ります。

1 集団的農地の維持管理奨励事業 【新規】

農地は、農作物を供給する生産の場であると同時に、地域の住民の生活にうるおいと安らぎをもたらす、多くの市民がその景観を享受しています。しかし、都市という立地条件に起因する、道路水路の清掃や管理、ゴミの投げ捨て対策、路上駐車対策など、営農環境を保つための維持管理が日々必要となっているのが現状です。これらの管理は、水利組合、土地改良区などの農業者の団体が行ないます。管理にかかる労力、費用は大きく、農地の荒廃をもたらす一因となっています。

市民と協働し管理に取り組む団体に対し支援を行います。

* 集団的農地の維持管理奨励 : $50\text{千円/ha} \times 500\text{ha/年} \times 5\text{年} = 125\text{百万円}$

2 水田保全契約奨励事業 【新規】

水田は、優れた田園景観を構成するのみならず、洪水防止機能や気候緩和機能など都市環境の保全上も重要な役割を担っています。しかし、収益性が低いことから、畑への転換や荒廃地化することが多く、年々減少の一途をたどっています。

市民共有の貴重な人為的自然環境として水田を保全するため、市との一定期間の契約を条件に支援を行います。

* 水田保全契約奨励 : $0.3\text{百万円/ha} \times 50\text{ha/年} \times 5\text{年} = 75\text{百万円}$

< 参考 > 水田の多面的機能

機能	内容
洪水防止機能	水田が雨水を貯め、ゆっくり放出することにより、洪水を防止・軽減する。
気候緩和機能	水面からの蒸発により気候(気温)を調整。また、農作物の光合成や蒸発散による光や熱の吸収により気温を下げる働きを持つ。
大気浄化機能	二酸化炭素を吸収し酸素を発生させるだけでなく、大気汚染物質である亜硫酸ガスや二酸化窒素等も吸収し無害な物質に変える働きを持つ。
景観・文化機能	「ふるさと」「田舎」のイメージで心に安らぎを感じるだけでなく、その地域の歴史や文化の伝承を担う。
生物多様性	水田及び用水路に生息する水田生物を育てる。都市の中で生物多様性を支える。

生産基盤整備の拡充

農地は、生産の場としての安定的な経営が可能となることによって保全されます。

そのため、従来から、圃場整備や農道の整備は実施してきましたが、とくに、畑地かんがい施設整備は幅広い作物の栽培や多様な経営形態の選択が可能となり、農地の貸し借りの促進や市民農園等の設置にも役立つなど、農地の保全に効果的です。

小規模の農地を対象とした畑地かんがい施設は、整備対象としてきませんでしたので、面積等の事業採択要件を緩和し、防災協力農地の登録を条件として整備を行います。地震等の発災時には、井戸のある避難場所として確保できます。

1 かんがい施設整備事業 【新規】

要件緩和の内容

従来、畑地かんがい整備は2ha以上の面積等を採択の要件としていましたが、この面積を緩和し、防災協力農地指定地での小規模集団農地への整備を可能とします。

現行			拡充		
項目	要件	補助率	項目	要件	補助率
畑地かんがい整備	3戸以上 2ha以上	農業専用地区 100%	畑地かんがい整備	3戸以上 1ha～2ha未満 防災協力農地	100%
			新規		
項目	要件	補助率	項目	要件	補助率
			簡易畑地かんがい整備	0.5ha～1ha未満 防災協力農地	50%

簡易畑地かんがい: おおむね40m程度の深さの井戸から取水しているかんがい整備

- * 畑地かんがい整備(3地区)
60百万円 × 3地区 × 100% = 180百万円
- * 簡易畑地かんがい整備(4地区)
5百万円 × 4地区 × 50% = 10百万円

不法投棄対策、周辺環境に配慮した生産環境整備

農地への不法投棄対策として、監視警報装置を設置するとともに、夜間パトロールやボランティア活動による清掃活動等を支援します。また、周辺環境に配慮した農業を進めるため、農薬飛散や臭気対策、作物残渣^さ処分の推進のため必要な施設等整備を支援します。

1 不法投棄対策事業 【新規】

農業専用地区などは、夜間人目につきにくいことから、不法投棄が多発しています。

そこで、不法投棄監視警報装置を設置し、管理します。

また、警備会社へのパトロール委託を行うとともに、地域住民と農業者の合同の清掃活動などを支援します。

- * 監視警報装置設置・維持管理 : 63 百万円
不法投棄監視警報装置 10 地区、30 基
- * 警備・住民によるパトロール等 : 35 百万円
パトロール委託 10地区
合同の清掃活動 20地区



2 環境配慮型施設整備事業 【新規】

農薬飛散や臭気、野焼きなど、農業活動に伴い生じる周辺住民とのトラブルを軽減するため、農薬飛散防止ネット、野焼きに替わる剪定枝の堆肥化機械など、必要な資機材等の導入支援や、牧草による土砂流出防止などにより、周辺環境との調和対策を進めるとともに、より効果的な農作物残渣^さの処分方法についても検討を行います。

- * 周辺環境に配慮した生産環境整備：294百万円
農薬飛散防止ネット設置 32ha
堆肥散布を短時間で行う機械 12台
剪定枝の堆肥化機械 6組
牧草による周辺環境対策 40地区
農作物残渣^さの処分方法の検討



機械作業の受託組織の育成

農業者の高齢化や後継者不足によって、機械の使用が困難になり、耕うんなどの農作業ができなくなり、農地の荒廃化が進んでいます。

そこで、農作業を機械作業で請け負う受託組織を育成し、農地の荒廃化を防止します。

1 機械作業受託組織育成事業 【新規】

(1) 組織設立の検討・準備

機械作業を希望する農家や受託可能な農家・組織等のヒアリングを行いながら、農作業の種類や規模等地域の実情にあった組織設立の検討・準備を行います。

* 1百万円 × 3地区 = 3百万円

(各地区準備・検討会10回開催、各組織の提案等を行います。)

<参考> 機械作業の受託組織とは、労働力のない農家から作業料金を受け、機械作業を請け負う組織のこと。

(2) 受託組織育成

受託組織を設立し、作業メニューの設定や、オペレーターの育成などの組織の活動を支援します。

* 0.3百万円 × 3地区 × 平均3年 = 3百万円



(3) 機械導入助成

農作業受託組織が新たに導入する高性能の農業機械の導入に対して、助成します。

* 受託用農業機械 : 17百万円 × 100% × 3地区 = 51百万円

主な導入機械	高性能トラクター	4.5百万円
(例)	高速代 ^{しろ} かき機	1.6百万円
	乗用型田植え機	1.8百万円
	自脱型コンバイン	5.5百万円
	水稻乾燥機	2.2百万円
	野菜自動定植機	1.4百万円
	計	17.0百万円

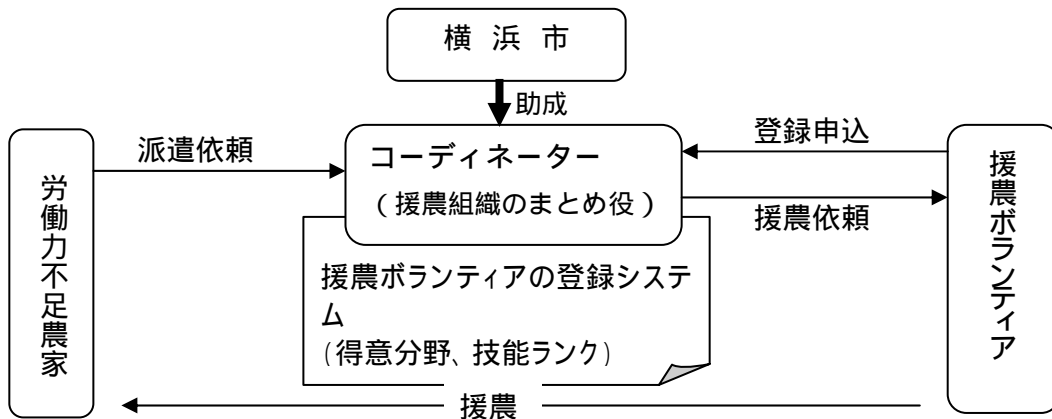
コーディネーターの活用

集団的な優良農地の中に高齢化等による労働力不足農家や、非農家所有の農地が生じた場合、管理が行き届かず荒地となり、周辺農地に悪影響を及ぼし、地域全体の生産力を低下させてしまいます。

そこで、このような農地でも援農や市民農園を活用して耕作が継続できるよう、課題を抱えている農地所有者をサポートするコーディネーターを育成し派遣します。

1 担い手コーディネーター育成・派遣事業【新規】

(1) コーディネーターによる援農の拡大



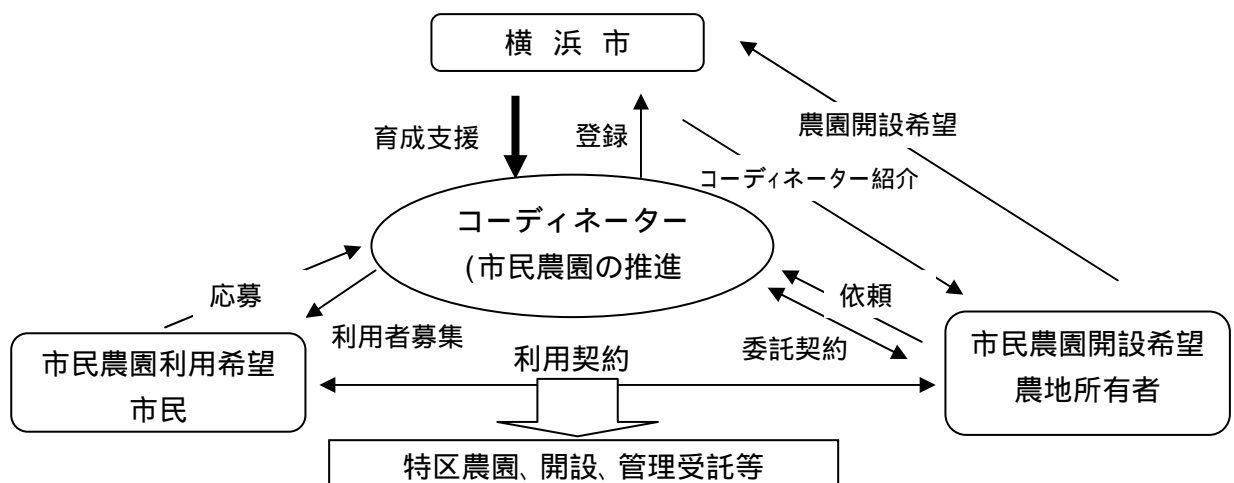
* 2組織 × 3百万円 × 5年 = 30 百万円

援農コーディネーター育成講座

労働力不足農家と援農ボランティアとを結ぶ組織の運営をするコーディネーターを育成します。

* 1百万円 × 5年 = 5百万円

(2) コーディネーターによる市民農園の増設



農園開設コーディネーター研修

農園開設に必要な手続き、農園設計方法などの研修を行い、修了者を登録し、開設希望者に紹介します。

* 0.8 百万円 × 5年 = 4 百万円

農業後継者・横浜型担い手育成

優れた農業経営を実践している農家の指導により農業後継者を育成するとともに、都市に良好な緑空間を提供し、新鮮で安心な地場農産物を供給する意欲的な横浜型担い手農業者に対し、その営農活動を支援します。

また、農業に参入希望する福祉法人や企業などへの農地の貸付を支援します。

1 農業後継者・横浜型担い手育成事業 【新規】

(1) 農業後継者の育成

新規就農予定者は栽培技術や販売知識などが未熟であるため、優れた農業経営を実践している農業経営士(県認定)のもとで研修を行い、栽培技術や販売方法などを修得します。

* 農業経営士講師謝金 0.1 百万円 × 18 人/年 × 5 年 = 9 百万円
年間新規就農者 30 人の 6 割

(2) 横浜型担い手像の明確化と支援(横浜型担い手農業者の育成)

農業経営基盤強化促進法に基づき、労働時間の短縮や経営規模拡大などを旨とする「認定農業者」は、小規模で多様な農業が営まれている横浜では、ほとんど国の支援基準を満たしませんが、農地を適正に保全し、市民に農産物を供給するうえでなくてはならない農業者として、市が支援を行います。

また、国の認定農業者のほか、環境に優しい農業を実践し、地産地消を積極的に推進するなど、市民が期待する農家(横浜型担い手農業者)に対し、経営改善に必要な機械・施設の導入等に支援します。

* 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者(補助率 50%)

2 百万円 × 50 件 × 50% = 50 百万円

* 横浜型の担い手農業者(補助率 30%)

2 百万円 × 50 件 × 30% = 30 百万円

【横浜型担い手像】

環境保全型農業推進者や直売ネットワーク参加農家など。環境に優しい農業を実践し、地産地消を積極的に推進している意欲的な農業者

法に基づく認定農業者 176人(H20.3.31)

横浜市独自の環境保全型農業推進者 208人(H20.3.31)

直売ネットワーク参加農家 291人(H20.3.31) (~ は重複あり)

農地の貸し手への支援

担い手不足から耕作できなくなった農地を有効利用し、荒廃化を防ぎ、規模拡大を望む農家を支援するため、農業経営基盤強化促進法に基づき市が農地貸借の仲介を行っています。

しかし、現状は3年未満の短期貸借がほとんどで、借り手農家の安定経営が確保できていません。

そこで、規模拡大希望農家が長期間安定的に農地を借地できるよう、農地所有者を誘導します。このことにより、農地の荒廃化の解消と発生防止につなげます。

1 農地貸付促進事業 【新規】

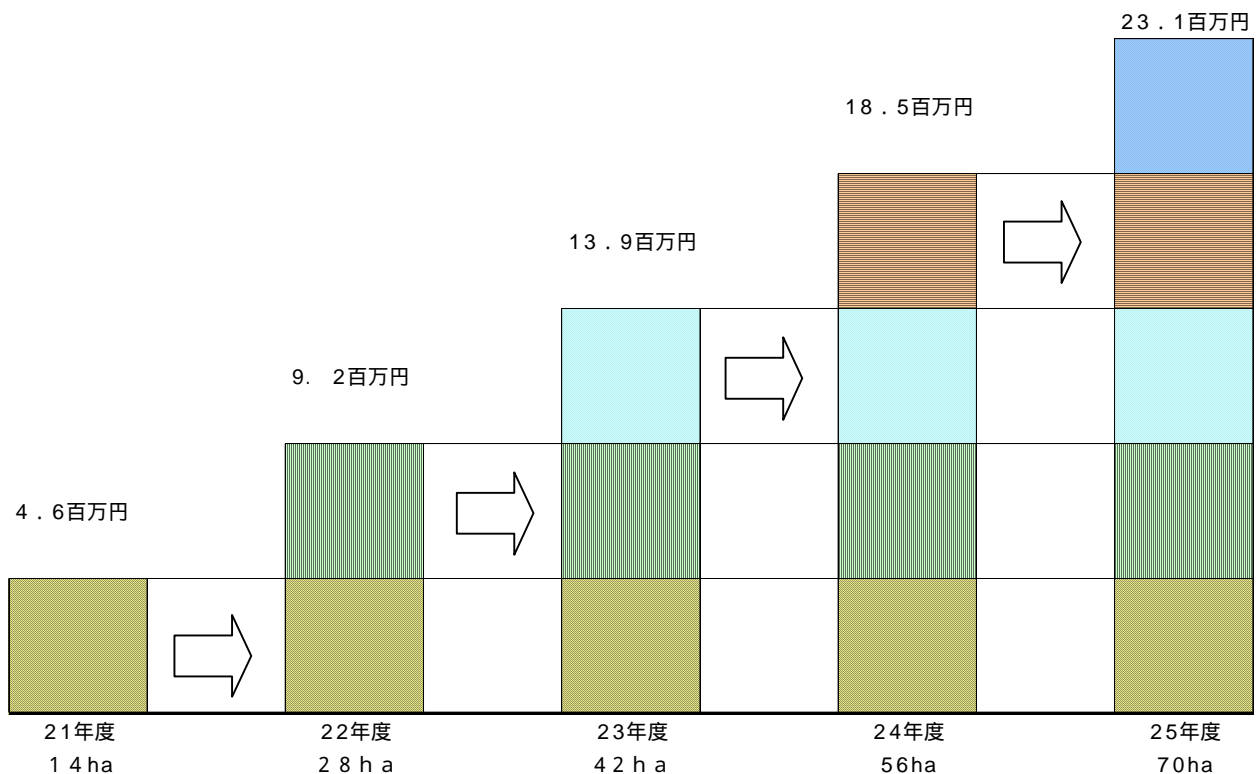
個別施策と積算の考え方

市の仲介により農地を長期(6年以上)貸し付ける所有者に、毎年 10a 当たり 33 千円の奨励金を交付します。

(粗放栽培作物の 10a 当たり農業所得相当額 54 千円 - 標準小作料 21 千円 = 33 千円)

これにより、5カ年間で70ha(新規:30ha、短期から長期へ:40ha)の農地を長期貸し付けに誘導します。

* 奨励金額(5年間合計) : 70ha確保、69百万円



公的機関による買取及びあっせん

農地については、農業振興策や担い手の育成など、農業を取り巻く課題に取り組むことで農業の活性化を図り、保全に取り組んでいるところです。しかし、相続税の支払いのため所有者が手放さざるを得なくなった場合に対応するため、市民農園用地に適した農地は市が買収し、市民が利用しやすい農園を開設します。あわせて、優良な農地を規模拡大農家等に集積するため、神奈川県農業公社と連携し、農地の流動化を促進します。

1 市民農園用地取得事業 【新規】

特区農園等民設民営で市民農園の拡大を図っていますが、市民の要望が強く、現在の25ha強の開設面積では要望に応えられていません。特に中心区在住の市民は農園の利用機会が大変少ない状況です。

相続税の支払いのため手放さざるを得ない農地を、市が買取り、市民農園として活用します。また、新しい市民農園に遠距離からの利用が可能な施設（農機具置き場等）を併設するなどにより、収益性を高めます。

- * 農地買収費 : $30 \text{ 千円} / \text{m}^2 \times 8\text{ha} = 2,400 \text{ 百万円}$
- * 農園整備費 : $4 \text{ 千円} / \text{m}^2 \times 8\text{ha} = 320 \text{ 百万円}$
- * 農園管理委託費 : $75 \text{ 円} / \text{m}^2 \cdot \text{年} \times (\text{初年度 } 1.6\text{ha} \sim 5\text{年目 } 8\text{ha}) = 18 \text{ 百万円}$

市民農園の潜在需要:

1万人アンケートの結果、25.3%の市民が「野菜など栽培や収穫を行いたい」としていますので、相当程度の潜在需要があると推定しています。

2 農地流動化促進事業 【新規】

農地を、担い手となる意欲的な農家に集積させていくための事業（農地保有合理化事業）を現在、神奈川県農業公社がおこなっていますので、相続が発生し農地を手放さざるを得ない農家の優良な農地については、県農業公社に買取（中間保有）を依頼します。

買収資金の借入にかかる利子（原則2年間）や売渡までの管理費を補てんします。

- * $4\text{ha} \times 1\text{年分}(1\text{年目}) + 8\text{ha} \times 4\text{年分}(2 \sim 5\text{年目})$ の利子 = 270 百万円
- * $4\text{ha} \times 1\text{年分}(1\text{年目}) + 8\text{ha} \times 4\text{年分}(2 \sim 5\text{年目})$ の管理費 = 40 百万円

地域緑のまちづくり

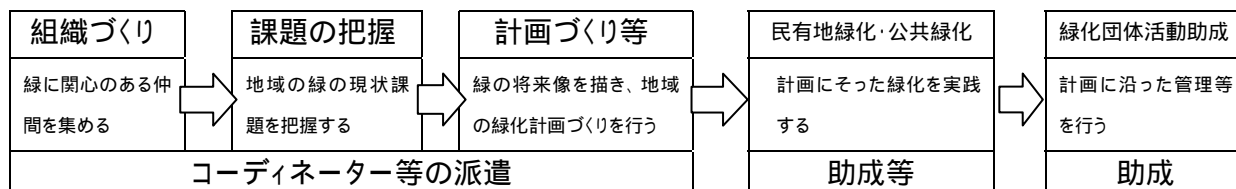
住宅地、商店街、オフィス街、工業地域などさまざまな地域にふさわしい緑化を地域ぐるみで進め、街に緑を増やします。具体的には、緑の専門家を派遣し、計画づくり等を支援するとともに、屋上壁面緑化等の緑化助成の拡充による民有地緑化推進と、公共施設や街路、学校などの緑化を、地域ぐるみで推進します。

これにより、緑の増加が実感できるとともに、地域の連帯感の形成も目指します。

1地区あたり3か年を事業期間とし、地域の合意形成から、民有地緑化、公共緑化、団体の活動支援まで、地域における緑の街づくりに対し、一貫した支援を行います。1年あたり6地区(1地区平均30ha程度)着手します。

(注)1地区の規模は、小学校区、連合町会レベルから、単位町会レベルなど、さまざまな大きさが想定されます。

(地域緑のまちづくり進め方)



1 地域緑化計画策定事業 【新規】

地域の合意形成による緑化計画や緑に関するルール策定のためにコーディネーター等を派遣します。また、計画やルールによる組織的な緑化推進や緑の維持管理や啓蒙・広報など、地域の緑化に関する団体活動を助成します。

* 課題検討・計画検討等	5百万円/地区 × 30地区	= 150百万円
* ルール検討等	8百万円/地区 × 24地区	= 192百万円
* 緑化団体活動助成	3百万円/地区 × 18地区	= 54百万円

2 民有地地域緑化助成事業 【拡充】

地域において策定された緑化計画に基づく民有地緑化に対して助成を行います。

* 地域緑化助成	30百万円/地区 × 18地区	= 540百万円
* 屋上緑化助成	30百万円/地区 × 18地区	= 540百万円

3 公共施設地域緑化事業 【拡充】

地域において策定された緑化計画に連携して、公共施設(学校芝生化含む)や河川、水路等公共用地の緑化を推進します。

* 公共施設緑化	28百万円/地区 × 18地区	= 504百万円
* 公共施設屋上緑化	21百万円/地区 × 18地区	= 378百万円

【参考】事業費の積算

< 1地区(30ha)あたり事業費 >

(緑化の種類、メニューは地域での進め方や合意した緑化計画により柔軟に対応を予定)

種別	メニュー	概要	事業費 (百万円)
地域緑化計画策定事業 【新規】 (16百万円)	課題検討等 計画検討等	緑被現況調査、ワークショップ、組織 づくり、計画検討等	5
	ルール検討等	ルールの検討及び計画合意形成	8
	緑化団体活動助成		3
民有地地域緑化助成事業 【新規】 (60百万円)	地域緑化助成 (㎡あたり5千円)	助成率 1/2 2/3 上限額 1百万円 30百万円	30
	屋上緑化助成 (㎡あたり40千円)	助成率 1/2 3/4 上限額 0.5百万円 30百万円	30
公共施設地域緑化事業 【新規】 (49百万円)	公共施設緑化 (㎡あたり5千円) 設計:5百万円	学校・保育園・街路樹・区庁舎・河川沿 いの緑化・その他公共施設等	28
	公共施設屋上緑化 (㎡あたり40千円) 設計:5百万円	学校・保育園・区庁舎・その他公共施 設等	21
			125

< 年度ごとの事業地区数 >

種別	メニュー	年度ごとの事業地区数						1地区あた り事業費 (百万円)	事業費 (百万円)
		21	22	23	24	25	計		
地域緑化計画 策定事業	計画検討等	6	6	6	6	6	30	5	150
	ルール検討等		6	6	6	6	24	8	192
	緑地活動団体助成			6	6	6	18	3	54
民有地地域 緑化助成事業	地域緑化助成			6	6	6	18	30	540
	屋上緑化助成			6	6	6	18	30	540
公共施設 地域緑化事業	公共施設緑化			6	6	6	18	28	504
	公共施設屋上緑化			6	6	6	18	21	378
								125	2,358

公共施設緑化と民有地緑化助成の拡充

民有地への屋上壁面緑化助成や名木古木保存事業などの制度拡充、緑化用樹木の配布等により市民による緑化の取組を支援するとともに、公共施設においてもこれまで以上の緑化に取り組めます。

また、子どもたちが思いきり芝生に親しめるように、保育園や幼稚園、学校での園庭等の芝生化事業を推進します。

1 民有地緑化助成事業 【拡充】

民有地への屋上壁面緑化助成や名木古木保存事業などの制度拡充、緑化用樹木の配布等により、市民による緑化の取り組みを支援します。

事業	現況	概要	5か年事業費 (百万円)
保育園・幼稚園 芝生化【新規】	-	助成 5千円 / m ² × 100 m ² × 20 園 × 5 年	50
区民花壇事業 【新規】	-	助成 10千円 / m ² × 50 m ² × 20 か所 × 5 年	50
生垣設置事業 【新規】	新設6千円 ~ / m ブロック塀撤去 + 生垣 9千円 / m	ブロック塀撤去 + 生垣 20千円 / m × 250m × 5 年	25
屋上緑化助成 【拡充】	助成率50% 上限額0.5百万円	住宅系用途にも対象を拡大	25
名木古木保存 事業 【拡充】	現在 899本 診断費用の補助50% 上限額100千円	補助内容拡充 指定拡大 20本 / 年	50
記念樹等生産 配布 【拡充】	人生の記念に対し て、市内生産苗を配 布(無料)	人生記念以外にも植樹用に配布 1年で、1万本	50

2 公共施設緑化事業 【拡充】

公共施設の緑化をさらに推進します。

事業	現況	概要	5か年事業費 (百万円)
公共施設緑化 【拡充】	-	公共施設(学校芝生化を含む)や河 川、水路等公共用地の緑化率アップ 20,000m ² / 年 × 5千円 / m ²	500

3 公共施設緑化管理事業 【拡充】

公共施設の緑化について、良好な管理を推進します。

事業	現況	概要	5か年事業費 (百万円)
公共施設緑化 管理 【拡充】	-	良好な管理の推進 対象面積：123ha 管理単価：290円 / m ²	1,750

街路樹の維持管理

街路樹は、快適な緑陰をつくり、都市に潤いや憩いを与えるとともに、街並みの美観を向上させています。これら街路樹を良好に生育させ、市民に美しく豊かな緑を提供するとともに、歩行者や車両等の安全で円滑な通行を確保するための維持管理を行います。

1 いきいき街路樹事業 【拡充】

街路樹は限られた道路空間のなかで一定の樹形を保つ必要がありますが、維持管理費の減少が続き、せん定回数の減少による、伸びすぎ、茂りすぎが生ずる一方、強せん定が原因となる樹形の乱れ、樹勢の衰退、景観の悪化等への対応が必要となっています。

そのため、街路樹のせん定頻度を高めることで、都市の美観を向上させるとともに、樹木の健全で良好な生育を図ります。

街路樹(高木)のせん定頻度の引上げ

現在のせん定頻度： 平均5年に1回程度 (H20 予算 2.7 億円、対象高木数 26,722 本)

今後の計画 : 3年に1回程度 (H21 見込 4.2 億円、対象高木数 44,537 本)

* 約 150 百万円 (H20 予算からの増加分) × 5 か年 = 約 750 百万円



強せん定されたケヤキの樹形



適切にせん定されたケヤキの樹形

【参考】 維持管理経費全体及び街路樹(高木)本数の実績・今後の見込み

維持管理経費には、街路樹(高木)のほか、中低木の維持管理費等も含まれます。

また、今後の見込みについては、高木のせん定頻度を「3年に1回程度」として算出しました。

< 実績(過去10年) >

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20(予算)
維持管理決算(百万円)	763	756	676	722	689	597	562	567	650	748
維持管理対象のうち、街路樹高木本数(千本)	126	127	129	130	130	131	132	133	133	134

< 今後の見込み(対象量の増加と維持管理経費) >

年度	H21(見込)	H22(見込)	H23(見込)	H24(見込)	H25(見込)
維持管理予算(百万円)	901	905	909	916	920
維持管理対象のうち、街路樹高木本数(千本)	134	135	135	136	136

2 横浜みどり税条例における税の軽減措置について

(1) 緑化認定証の交付を受けた建築物の敷地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置

ア 内容

緑化地域制度や緑の環境をつくり育てる条例等に定める緑化基準を超えて5%以上、上乗せして緑化を行い、横浜市建築物緑化認定証の交付を受けた建築物の敷地のうち、一定の条件を満たすものについては、固定資産税・都市計画税の軽減措置を導入します。

既存、新設を問わず対象とし、導入により緑の保全と創造を推進していきます。

イ 対象

緑化地域制度等に伴う緑化基準を超えて5%以上の上乗せ緑化を行った建築物の敷地。(敷地面積500㎡以上で緑化認定証の交付を受けたものに限り。)

[緑化基準]

(ア) 緑の環境をつくり育てる条例

敷地面積	500㎡～1,000㎡未満		1,000㎡以上	
	商業系 用途地域	その他の 用途地域	商業系 用途地域	その他の 用途地域
工場等	5%	5%	10%	15%
工場等以外	5%	5%	5%	10%

(イ) 横浜市開発事業の調整等に関する条例

開発事業面積	500～1,000㎡	1,000㎡以上
商業系用途地域	5%	5%
その他の用途地域	5%	10%

斜面地における地下室建築物	建築敷地の10%
---------------	----------

(ウ) 緑化地域

住居系用途地域	10%
---------	-----

(エ) 横浜市工場立地法地域 準則条例

工業専用地域 工業地域	15%
準工業地域	20%
金沢地先埋立地再開発用地	13%
その他の区域	25%

ウ 条件

平成21年4月1日から平成25年12月31日までの間に、緑化部分全体を10年間保全する契約を本市と締結しているもの

エ 軽減期間

当該契約を締結した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から10年度分

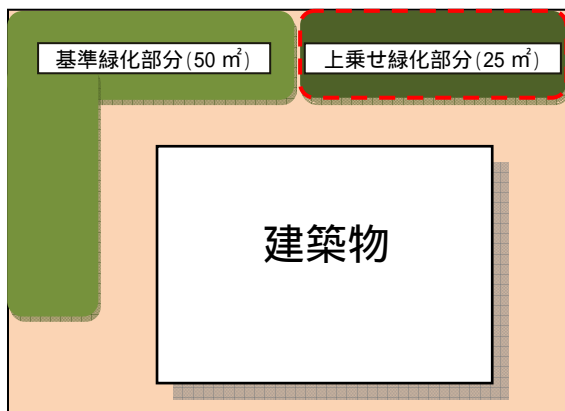
オ 軽減額 上乗せ緑化部分に相当する税額の1/4

カ 対象面積 約 30ha

キ 軽減規模 約 0.5億円/年

【参考1】緑化認定証交付建築物敷地の軽減措置のモデルケース

(事例) 敷地面積 500 m^2 ・緑化基準 10% ・実際の緑化面積 75 m^2



< 主な軽減要件 >

- ・基準緑化部分: 50 m^2 (敷地の 10%)
- ・上乗せ緑化部分: 25 m^2 (5% 以上に適合)
- ・緑化部分全体: 10年間の保全契約締結

< 軽減対象面積 >

- ・ 25 m^2 (全体緑化 75 m^2 - 基準緑化 50 m^2)
実際の緑化面積 75 m^2 のうち、基準緑化部分 50 m^2 を差し引いた上乗せ緑化部分 25 m^2 が軽減対象。

< 軽減額 > ・ 25 m^2 に相当する税額の $1/4$ が軽減対象。

(2) 指定された農業用施設用地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置

ア 目的

農業経営上不可欠な農業用施設用地の固定資産税・都市計画税の負担軽減を図り、農業経営の安定と農地保全を推進します。

イ 対象

農家の敷地内等にある農業用施設の用に供する土地(農業用施設用地)

ウ 条件

平成21年4月1日から平成25年12月31日までの間に、所有農地等を10年以上耕作すること及び当該農業用施設を10年間継続して利用する契約を本市と締結し、当該施設の敷地として指定を受けているもの

エ 税軽減内容

(ア) 軽減税目 固定資産税、都市計画税

(イ) 軽減額 一般の農業用施設用地の税額との差額相当分

〔住宅敷地等と同じ宅地課税となるため、敷地外にある一般の農業用施設用地と比較して税負担が高い。〕

(ウ) 軽減期間

当該契約を締結し、指定を受けた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から10年度分

(イ) 対象面積 約30ha

(オ) 軽減規模 約1億円/年

【参考2】農業用施設用地の例

今回、軽減措置の対象となる農業用施設用地とは、農業振興地域の整備に関する法律第3条第3号又は第4号に掲げる施設の敷地となります。具体的な例を挙げると、次のとおりです。

1 農用地等の保全又は利用上必要な施設

農用地等における土壌浸しよく、地すべり等の災害を防止するために必要な溜池、排水路、階段工、土留工、防風林等及び土地の農業上の効用を高めるために直接必要なかんがい排水路、農道、牧道等の施設

2 耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設(1の施設を除く。)で次に掲げるもの

- (1) 農産物集出荷施設、農産物貯蔵施設、畜舎、蚕室、温室、農産物調製施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設
- (2) 種苗貯蔵施設、農機具収納施設、たい肥舎その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管(農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。)の用に供する施設
- (3) 耕作又は養畜の業務を営む者が設置し、及び管理する次に掲げる施設
 - ア 主として、自己の生産する農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の用に供する施設
 - イ 主として、自己の生産する農畜産物又は自己の生産する農畜産物を原料若しくは材料として製造され若しくは加工されたものの販売の用に供する施設
- (4) 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設

【参考3】農業用施設用地の軽減措置のモデルケース

1 想定事例

(市内農家のサンプル調査による標準モデル)

- (1) 農家の敷地全体の面積 743㎡
- (2) 農業用施設用地の面積 215㎡

2 モデル計算例

(1) 市街化調整区域

ア 農家の敷地内の農業用施設用地

- (ア) 1㎡当たりの税額
322円/㎡(固定資産税)

- (イ) 農業用施設用地部分に相当する税額
69,230円(=322円/㎡×215㎡)

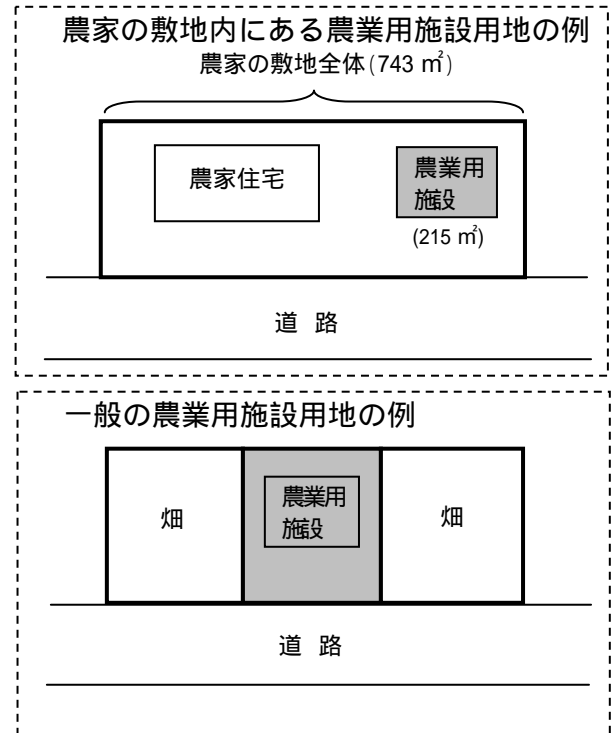
イ 一般の農業用施設用地

- (ア) 1㎡当たりの固定資産税額
30円/㎡(固定資産税)

- (イ) 農業用施設用地の税額
6,450円(=30円/㎡×215㎡)

ウ 税負担の差

62,780円(=69,230円-6,450円 1㎡当たりの差額:292円/㎡)



(2) 市街化区域

ア 農家の敷地内の農業用施設用地

- (ア) 1㎡当たりの税額
424円/㎡(固定資産税:322円/㎡、都市計画税:102円/㎡)

- (イ) 農業用施設用地部分に相当する税額
91,160円(=424円/㎡×215㎡)

イ 一般の農業用施設用地

- (ア) 1㎡当たりの固定資産税額
36円/㎡(固定資産税:30円/㎡、都市計画税:6円/㎡)

- (イ) 農業用施設用地の税額
7,740円(=36円/㎡×215㎡)

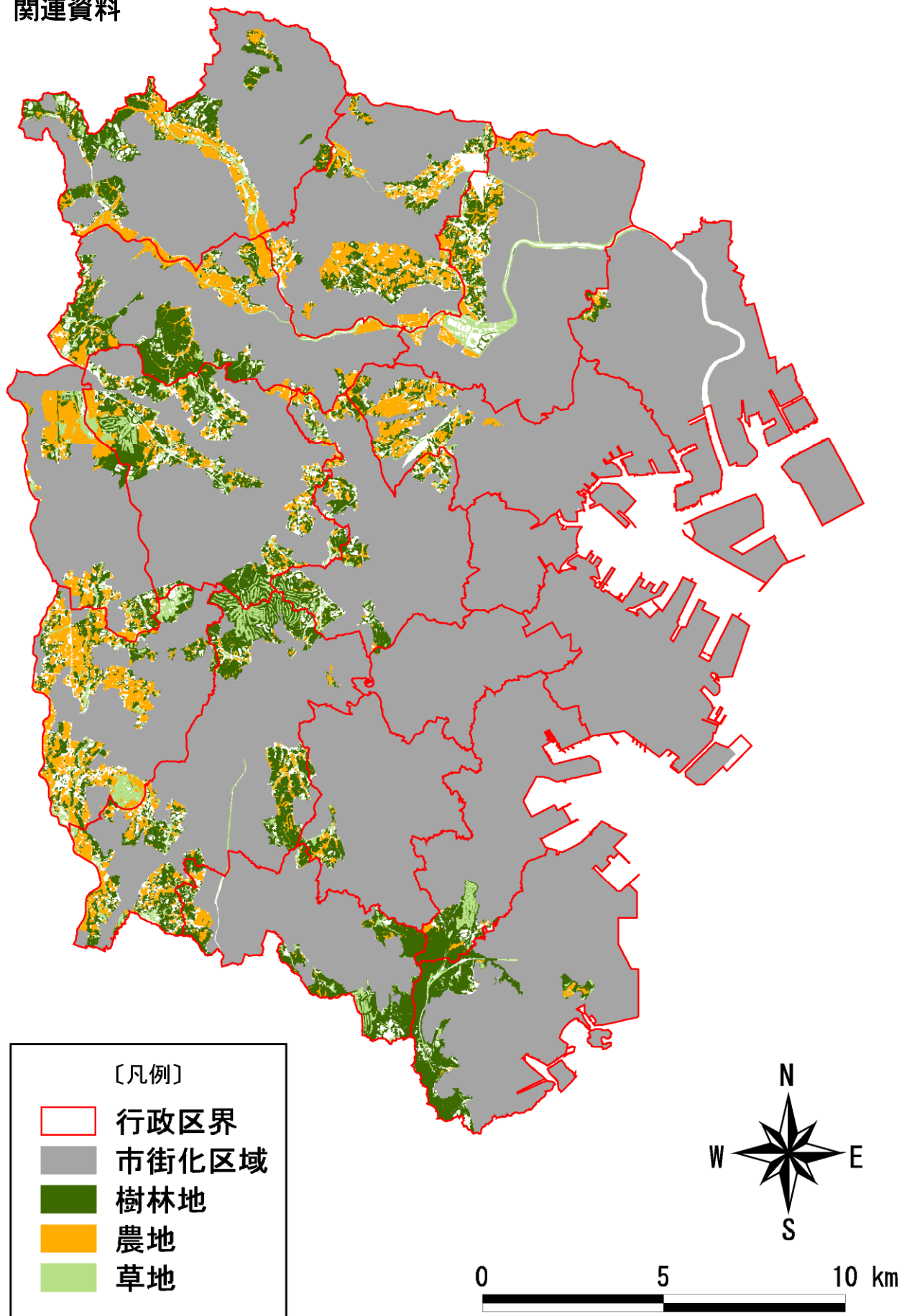
ウ 税負担の差

83,420円(=91,160円-7,740円 1㎡当たりの差額:388円/㎡)

税額は、平成20年度固定資産概要調書の数値を参考に試算した。

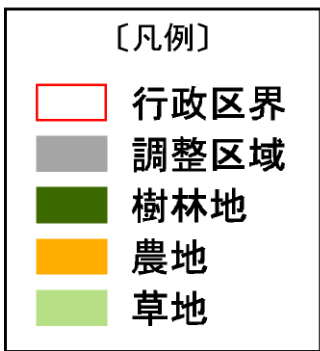
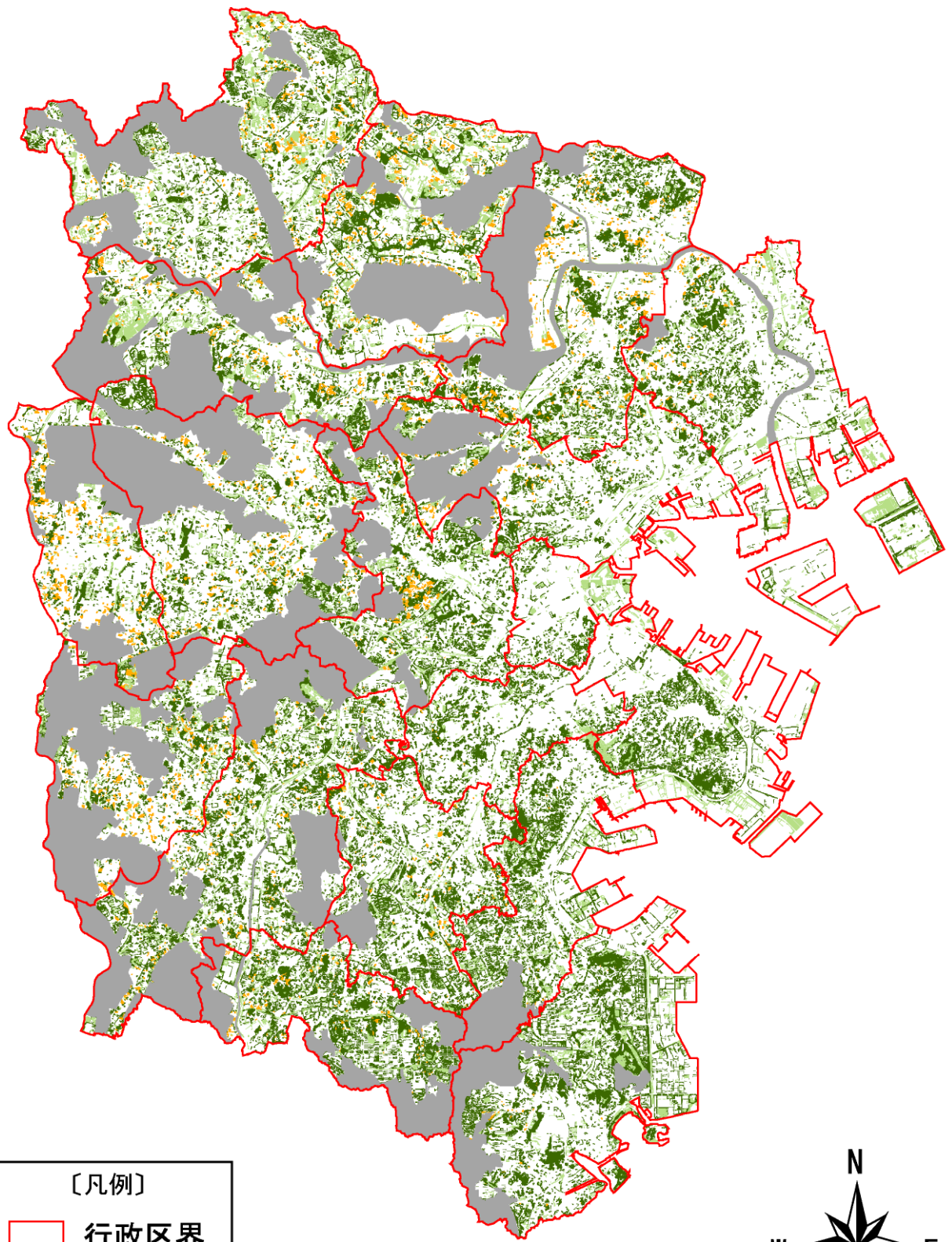
市街化区域の税額については、農業用施設用地の立地条件等を考慮し、市街化調整区域内に所在する宅地とおおむね同等と仮定して試算した。

3 関連資料



平成16年 横浜市第8次緑地環境診断調査より

図 市街化調整区域の緑被（樹林地・農地・草地）の分布



平成 16 年 横浜市第 8 次緑地環境診断調査より

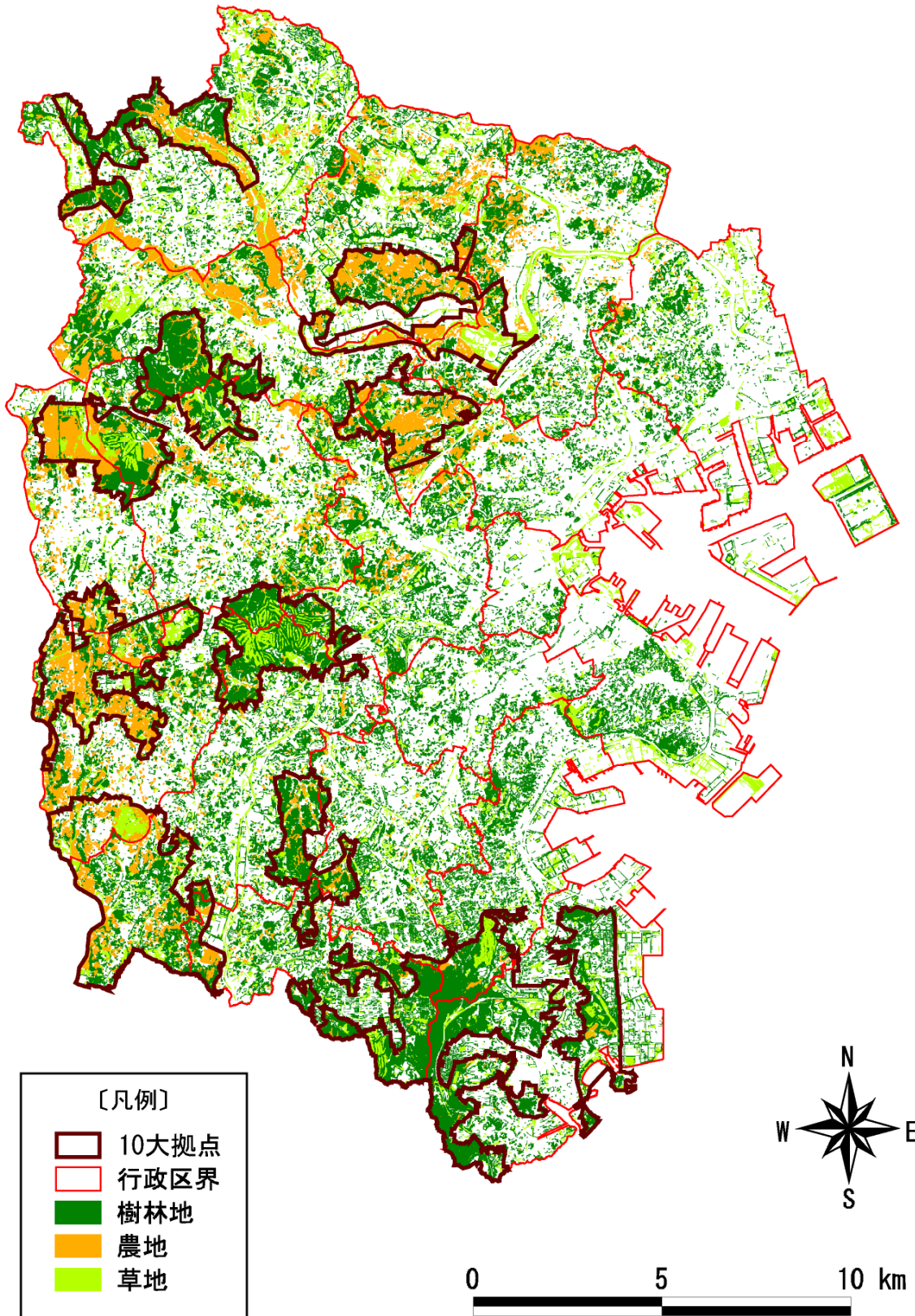
図 市街化区域の緑被（樹林地・農地・草地）の分布

行政区別緑被率の推移

(単位: %)

年 度	昭和50年	昭和57年	昭和62年	平成 4 年	平成 9 年	平成13年	平成16年
鶴見区	20.9	18.0	17.0	15.5	15.3	14.8	14.7
神奈川区	27.4	26.2	25.9	24.3	23.0	24.1	23.5
西 区	11.7	11.6	11.2	10.9	11.4	12.3	13.1
中 区	19.6	16.6	17.1	15.8	15.2	14.8	15.2
南 区	34.4	23.9	20.4	17.8	17.2	15.6	16.0
港南区	31.9	28.4	24.8	23.3	21.3	22.4	23.0
保土ヶ谷区	40.2	36.9	35.3	33.8	32.5	32.5	32.2
旭 区	43.9	42.0	40.3	38.3	36.1	37.8	37.1
磯子区	39.2	33.6	29.6	28.2	27.7	26.4	27.8
金沢区	50.2	38.8	37.4	33.2	33.7	31.5	31.8
港北区	49.6	42.6	34.2	35.3	31.8	28.2	27.8
緑 区	58.2	50.9	41.5	52.2	50.2	44.6	44.3
青葉区	38.7	37.8	34.5	34.0
都筑区	34.7	38.1	38.1	36.1
戸塚区	50.9	47.7	45.0	42.2	40.4	38.5	39.0
栄 区	44.0	47.4	43.3	41.6	40.7	41.7	42.1
泉 区	61.8	52.6	50.7	45.9	44.3	41.9	41.1
瀬谷区	45.8	42.9	40.3	38.4	35.8	36.6	35.9
全 市	45.4	40.3	36.0	33.4	32.3	31.2	31.0

緑被率は、調査年度によって調査手法や精度が異なるため、おおむねの傾向をお示したものです。



平成16年 横浜市第8次緑地環境診断調査より

図 緑の10大拠点